

諸外国における OECD・
BEPS プロジェクトへの
対応状況に関する調査

2015 年 12 月 9 日

PwC 税理士法人

目次

目次.....	1
I. OECD・BEPS プロジェクト(行動計画 3 を中心に).....	5
01 OECD・BEPS プロジェクト行動計画 3 の討議草案の公表.....	5
02 行動計画 3 討議草案における各構成要素に関する検討の概要.....	5
03 本調査報告書の範囲.....	7
II. ドイツ.....	9
01 ドイツにおける OECD・BEPS プロジェクトへの対応状況の概要.....	9
02 CFC 税制.....	9
1 現行のドイツ CFC 税制.....	9
A CFC 税制導入の経緯・目的.....	9
B 現行ドイツ CFC 税制の概要.....	9
C 一般的な CFC ルール/超受動所得についての CFC ルール (Super Passive)	11
a 一般的な CFC ルール.....	11
b 超受動所得についての CFC ルール (Super Passive)	11
D 対象納税者.....	12
E CFC (外国会社) の定義.....	12
F CFC 税制の合算対象となる所得.....	12
G 軽課税.....	14
H CFC 合算課税対象所得の計算.....	15
I 合算のタイミング.....	15
J 推定課税.....	15
K 適用除外規定の内容.....	15
a 少額適用除外規定.....	15
b EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明に よる適用除外規定(「動機テスト」).....	16
L 適用除外規定の適用実務.....	16
a 少額適用除外規定.....	16
b 動機テスト.....	16
M 適用除外規定に関連する判例.....	18
a 欧州司法裁判所「キャドバリーシュウェップス判決」.....	18

b	ドイツにおける判例.....	20
N	配当免税制度との関係.....	21
O	CFC 申告.....	21
2	近年の制度整備の状況と議論の詳細.....	21
A	近年におけるドイツ CFC 税制の改正.....	21
a	2008 年年次税法 (Annual Tax Act).....	22
b	2010 年年次税法 (Annual Tax Act).....	22
c	相互支援指令法 (Mutual Assistance Directive Act) [2013 年 6 月].....	22
B	改正の背景及び議論.....	22
3	CFC 税制が金融機関のビジネスに及ぼす影響等.....	22
A	CFC 税制の執行状況.....	22
B	金融業界への影響(概要).....	23
C	金融業界への影響(個別論点).....	23
a	銀行および保険業.....	23
b	証券.....	24
c	グループ間ローン.....	24
d	航空機リース.....	24
e	IP 等.....	24
f	配当.....	24
g	アウトソーシング.....	25
h	ETF.....	25
i	EU/EEA 外の外国会社への適用関係.....	25
D	CFC 税制に対する経済界の評価.....	25
E	税制改正に向けた議論・展望.....	26
o3	OECD BEPS プロジェクト行動計画 2 および行動計画 4 への対応.....	26
III.	英国.....	28
o1	英国における OECD・BEPS プロジェクトへの対応状況の概要.....	28
o2	CFC 税制.....	28
1	英国 CFC 税制.....	28
A	CFC 税制導入の経緯・目的.....	28
B	英国 CFC 税制の概要.....	29
C	ゲートウェイテストの導入.....	31
D	CFC の定義.....	31

E	CFC 税制の対象となる納税者	32
a	CFC 合算課税額.....	32
b	課税利益と控除可能な税額の割り当て	32
c	CFC に関連する持分	33
d	控除可能な税額	33
F	CFC 課税利益	33
G	CFC 課税ゲートウェイ（課税対象所得の分類）	34
a	第 3 章の意義：予備的ゲートウェイテスト	34
b	第 4 章が適用される場合：英国の重要な人的機能に帰属する利益 （Profits attributable to UK Significant People Functions）	35
c	第 5 章が適用される場合：非事業金融利益 （Non-trading finance profits）	36
d	第 6 章が適用される場合：事業金融利益（Trading Finance profits）.....	36
e	非事業金融利益と事業金融利益の区分	36
f	第 7 章が適用される場合：自家保険事業 （Captive insurance business）	37
g	第 8 章が適用される場合：ソロコンソリデーション （Solo consolidation）	37
H	CFC 税制の対象となる所得の決定・計算方法.....	38
a	第 4 章が適用される場合：英国の重要な人的機能に帰属する利益.....	38
b	第 5 章が適用される場合：非事業金融利益.....	40
c	第 6 章が適用される場合：事業金融利益	40
d	第 7 章が適用される場合：自家保険事業 （Captive insurance business）	40
e	第 8 章が適用される場合：ソロコンソリデーション （Solo consolidation）	41
I	所得算入のタイミング	41
J	適用除外.....	42
a	適格融資契約から生じる利益の適用除外.....	42
b	法人レベルでの適用除外（Entity level exemptions）	43
K	自己査定義務.....	45
L	資本参加免税との関係.....	47
M	移転価格税制および PE 課税との適用関係.....	47
N	個人への適用.....	47
2	近年の制度整備の状況と議論の詳細	48

A	改正の背景及び議論.....	48
B	欧州司法裁判所の判決の影響および今後の改正予定	49
C	DPT の導入（2015 年 4 月）	50
3	CFC 税制の執行状況および経済界（特に金融機関） の評価	50
A	新税制の適用状況	50
B	新税制の（特に金融機関への） 影響.....	50
C	新税制に対する経済界の評価.....	51
D	制度改正予定.....	52
03	OECD BEPS プロジェクト行動計画 2 および行動計画 4 への対応.....	52

本書は金融庁委託事業「諸外国における OECD・BEPS プロジェクトへの対応状況に関する調査」に係るレポートであり、2015 年 6 月末現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

I. OECD・BEPS プロジェクト(行動計画 3 を中心に)

01 OECD・BEPS プロジェクト行動計画 3 の討議草案の公表

2015年4月3日、OECDから、Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)プロジェクトの行動計画 3 について討議草案¹が公表された。行動計画 3 (CFC 税制の強化)は、BEPS (税源侵食と利益移転)の観点から、CFC (Controlled foreign Company) の形態及びその強化について検討し、BEPS に対して効果的な CFC 税制の構築を各国に提言することを目的としている。

CFC 税制は、海外子会社の所得を、親会社等その株主の所在する国で課税する制度であり、我が国では、タックスヘイブン対策税制または外国子会社合算税制などと称されている制度(租税特別措置法第 66 条の 6)がこれに該当する。BEPS プロジェクトでの議論に参加する国の多くでは、既に CFC 税制が設けられているものの、こうした国々でも BEPS を防ぎきれないのではないのかという懸念、問題意識が BEPS プロジェクトにおける行動計画の一つとされた背景といえる。

CFC 税制は、すでに国際税務の分野では 50 年を超える歴史があり、非常に多くの国々で適用されているが、討議草案では、あらためて CFC 税制の基本要素として以下の 7 項目について検討がなされている。

- (1) Definition of a CFC: 対象法人の定義
- (2) Threshold requirement: 課税対象となる基準
- (3) Definition of control: 管理支配の定義
- (4) Definition of CFC income: 課税対象所得の範囲
- (5) Rules for computing income: 課税対象所得の計算方法
- (6) Rules for attributing income: 課税対象所得の具体的課税方法
- (7) Rules to prevent or eliminate double taxation: 二重課税の排除方法

また、BEPS を防止(課税所得の流出を防止)するためにあるべき CFC 税制を検討するにあたっては、同時にいくつかの政策的検討をする必要があるとされている。

02 行動計画 3 討議草案における各構成要素に関する検討の概要

討議草案では、上述の構成要素について次のような検討がなされている。

(1) Definition of a CFC: 対象法人の定義

討議草案では、CFC の税制の対象となる関連子会社(CFC)を、一般的な法人に限定せず、広く定義することが提言されている。その結果、CFC 税制をパートナーシップ、信託、恒久的施設(PE)にも適用することが提言されている。

一般的に、このような事業体の所得はその所有者の所得として課税されることになるが、討議草案では、CFC により所有される場合や親会社の所在地国においてその所有者とは別の課税主体と扱われる場合には CFC 税制を適用すべきとしている。なお、支店等の PE については、本店の所在地が国外所得免除とする国であれば CFC とし、CFC 税制の適用範囲とすべきとされている。

(2) Threshold requirement: 課税対象となる基準

BEPS 防止の観点からは、CFC 税制の適用対象から BEPS のリスクがない法人を除外する必要があり、その基準が Threshold requirement である。討議草案では、「ブラックリスト方式」または「ホワイトリスト

¹ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project – Action 3 Strengthening CFC rules
<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-beps-action-3-strengthening-cfc-rules.pdf>

方式」がその簡便な方法であるとされている。また、実効税率に基づく「Low-tax threshold」が提言されており、この場合の基準となる税率は、本国の税率に比して著しく低い(Meaningfully lower)としている。

(3) Definition of control: 管理支配の定義

CFC 税制の構築にあたり、管理支配(Control)の概念は非常に重要なものであり、特に BEPS の観点では、株主法人が外国子会社やその税務方針に十分な影響力を持ち合わせない限り、利益移転を実現することができないためである。討議草案では、管理支配の概念として次の 2 つの観点を提示している。

- (i) どのような形態の管理支配が必要なのかといった問題
- (ii) 管理支配の程度の問題

管理支配は、法的観点と経済的観点の双方の基準を満たした場合に管理支配されていると考えるべきと提言されており、実質的観点(De Facto)基準も有効である提言している。

また、少なくとも直接および間接に 50%を超える持分を保有されている場合に管理支配されているとすべきとも提言している。

(4) Definition of CFC income: 課税対象所得の範囲

現在各国で適用されている既存の CFC 税制では、CFC の全ての所得を課税する方法(Full-inclusion system)と特定の所得を限定して課税対象とする方法(Partial-inclusion system)の 2 つのタイプがある。租税政策としては、CFC が稼得する全ての所得を対象とすべきとの考えがあるものの、BEPS 防止の観点からは、特定の所得に限定する Partial-inclusion system が適切と考えられている。その場合にどのような所得を CFC 税制の適用対象とするかという問題が生じる。これが Definition of CFC income の論点である。討議草案では、原則として特に移動性の高い所得(High mobile)や受動性所得(Passive income)を課税対象となる CFC income とし、Active income は除外すべきと考えられている。

具体的には(i) 配当(Dividend) (ii) 利子および金融所得(Interest and financial income) (iii) 保険所得(Insurance income)、(iv) 販売およびサービス提供による所得(Sales and services income) (v) ロイヤルティおよび IP 関連所得(Royalties and other IP income)をその対象とすることで議論されている。

こうした所得を把握する方法については、討議草案では具体的な提言はなされていない。これは作業部会で合意に至らなかったためであるが、いくつかの選択肢が提示されている。一つが所得の種類に基づく方法(Form-based analysis)であり、この方法はコンプライアンスコストの観点等から望ましい面もあるものの、BEPS の観点からは不十分であり、それを補完する方法として実態に基づく方法(Substance analysis)が検討されている。

実態に基づく方法では、(i) Substantial contribution analysis(実質的寄与の分析²)、(ii) Viable independent entity analysis(事業体の独立存続可能性の分析³)、(iii) Employee and establishment analysis(従業員および設備の分析⁴)等によって実態的な活動の結果としての所得と判定されるものを CFC income から除外することになる。また、その他の方法として、超過利益法(Excess profits approach)が挙げられている。この方法は、特に無形資産の使用から派生する所得をターゲットとするもので、資本収益率を 10%未満として計算される金額を通常の利益(Normal return)とし、それ

² CFC が当該所得を稼得するにあたり、当該 CFC の従業員による実質的寄与があったといえるか否かを、事実および状況に関する閾値テストを用いて分析するもの。

³ CFC がグループの非関連者であると仮定した場合に、当該 CFC が当該所得の基礎となる特定の資産やリスクを保有することが妥当であるか否かを判定するために、当該 CFC が所属するグループ内の各事業体が果たしている重要な機能(Significant function)を分析するもの。

⁴ CFC が所在地国において当該所得を稼得するために必要な従業員と設備を備えているかを分析するもの。

を超える利益を CFC 税制の対象所得とする考え方である。この方法は、適用が簡便ではあるものの、実体のある活動による所得も含まれる恐れがあることが指摘されている。

(5) Rules for computing income: 課税対象所得の計算方法

討議草案では (i) CFC の所在地国と親会社の所在地国のどちらの国の制度に基づいて計算すべきか、(ii) 所得計算にあたって特別なルールが必要かといった点で議論がなされている。提言としては、親会社の所在地国のルールに基づいて計算すべきであり、CFC の損失の取扱いについての特別なルールが必要とされている。CFC の損失については、同じ CFC もしくは同じ国に所在する CFC の利益からの控除に限定すべきとされている。

(6) Rules for attributing income: 課税対象所得の具体的課税方法

CFC 税制の適用方法、すなわち CFC 所得の具体的課税方式について、討議草案では次の 5 ステップで議論がなされている。

- (i) 納税義務者の範囲: Minimum control threshold (最小限の管理支配があるか否か) に合わせて限定されるべきと提言されている。
- (ii) 各株主の課税対象金額: 持ち株比率等により計算されるべきと提言されている。
- (iii) 課税の時期: 各国の税制に基づいて判断されるものとしている。
- (iv) 課税される所得の種類: 各国の税制に基づいて判断されるものとしている。
- (v) 適用される税率: 原則として、親会社の所在地国の税率が適用されるべきとされている。

(7) Rules to prevent or eliminate double taxation: 二重課税の排除方法

討議草案では、次の 3 類型の二重課税について議論がなされている。

- (i) CFC がその所在地で課税される場合には、親会社に対する CFC 税制による課税との二重課税
- (ii) 一つの CFC に対して、複数の CFC 税制が適用されることによる二重課税
- (iii) CFC 税制が適用された所得から配当があった場合、および CFC 税制が適用された所得を有する CFC の株式を譲渡した場合 (キャピタルゲイン) に生じる二重課税

討議草案では、上記 (i) (ii) については外国税額控除により、(iii) については、CFC 税制による課税後の所得 (配当もしくはキャピタルゲイン) を非課税とすることで二重課税を排除することが提言されている。

03 本調査報告書の範囲

本調査報告書は、「BEPS 行動計画」中の次の行動計画について、英国およびドイツにおける対応状況を文献・Web 調査および現地ヒアリングにより調査したものである。

なお、現地ヒアリングは 2015 年 4 月に英国の銀行業界団体、現地税理士法人およびドイツの銀行業界団体、現地税理士法人を対象に実施した。

調査対象とする行動計画

- ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認 (行動計画 2)
- CFC 税制の強化 (行動計画 3)
- 利子損金算入や他の金融取引の支払を通じた税源侵食の制限 (行動計画 4)

調査の内容

- 近年の制度整備の状況
- 制度整備に際しての議論の詳細

-
- 現地金融機関のビジネスに及ぼした影響(税負担のほか、事務的コストの増減や取引の海外シフトの状況など)

II. ドイツ

01 ドイツにおける OECD・BEPS プロジェクトへの対応状況の概要

現在のところ、OECD・BEPS プロジェクト行動計画 3(CFC 税制の強化)への対応として CFC 税制を改正するとのアナウンスはなされていない。この点について、過去の改正によって租税回避行為を防止してきたとしてドイツ政府が CFC 税制の改正を必要と考えていないためと理解されている⁵。

ドイツ CFC 税制(1972 年施行)は、継続的な改正こそなされているものの、全面的な改正が実施されたことはない。近年の改正としては、EU または EEA 内の CFC に対する新たな適用除外規定(動機テスト)の導入(2008 年改正)、CFC 所在地国に対する租税還付請求の取扱いに関する改正(2010 年改正)などが挙げられる。

OECD・BEPS プロジェクト行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認)に関しては、2013 年 6 月の改正により、分配法人の所得を減じない場合に限り資本参加免税を認める対応条項が既に導入されている。

02 CFC 税制

1 現行のドイツ CFC 税制

A CFC 税制導入の経緯・目的

ドイツ CFC 税制を規定する外国税法(Foreign Tax Code, Außensteuergesetz/AStG)は、1972 年 9 月 8 日に施行された。CFC 税制の中核部分は外国税法に規定されている。

この税制の導入背景として、国外から獲得する所得に対する納税義務を回避するためにタックスヘイブン国(軽課税国)に設立された法的に独立した会社、いわゆる「中間会社」(「ベース・カンパニー」、*Zwischengesellschaft*)を利用した課税繰延べスキームが当時ドイツの納税者の間で一種の流行となり、これが問題視されたことがあげられる。

CFC 税制により、中間会社からドイツ株主に対する配当の分配を可能な限り早い時点で擬制することによって、株主レベルで課税を行うこととされた。具体的には、所得税法の配当課税を外国税法にも適用して、外国の中間会社で実現された所得が、翌事業年度において、ドイツ株主に対して擬制配当として配賦されるものとして課税を行う⁶こととされた。

B 現行ドイツ CFC 税制の概要

ドイツ CFC 税制の要点を<表 1>として整理した。

現行のドイツ CFC 税制では、ドイツ居住者である外国会社⁷の株主(法人および個人)は軽課税国の中間会社の留保利益のうち一定の受動的所得につき、翌事業年度においてドイツ株主に対する擬制配当

⁵ 現地ヒアリングでは、“(BEPS 行動計画について)ドイツ政府は過去の改正によって租税回避行為を都度潰してきたとして、すばやく対応済みと考えている。とはいえ、BEPS での結論が国際的な合意であるとしたならば、過去実施してきた立法の方向性と整合しているか見よう、というのが今のドイツ政府の立場である。”との見解が聞かれた。

⁶ このようなアプローチをとることによって租税条約への抵触が回避されたと言われている。なぜなら、租税条約は外国の中間会社に対するドイツの課税権の行使を制約しているのであって、ドイツ株主(ドイツ国内で国家による課税権の制限を受けない「無制限納税義務者」)に対する課税を制約するものではないからである。

⁷ ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない会社

として配賦されるものとして課税される(インカムアプローチ⁸)。なお、ドイツ CFC 税制のインカムアプローチを概念的に整理したものが次頁<図 1>である。

いわゆるトリガー税率は 25%とされており、25%未満の実行税率で課税された場合に「軽課税」として取り扱われる。なお、実効税率はドイツ税法の規定に従って計算され、外国会社の所在地国により与えられる還付請求権がある場合にはこれと相殺して計算される。

また、ドイツ CFC 税制では、受動的所得を対象とする“一般的な CFC ルール”とともに受動的投資所得を対象とする“超受動所得(Super Passive) CFC ルール”が設けられている。(詳細後述)

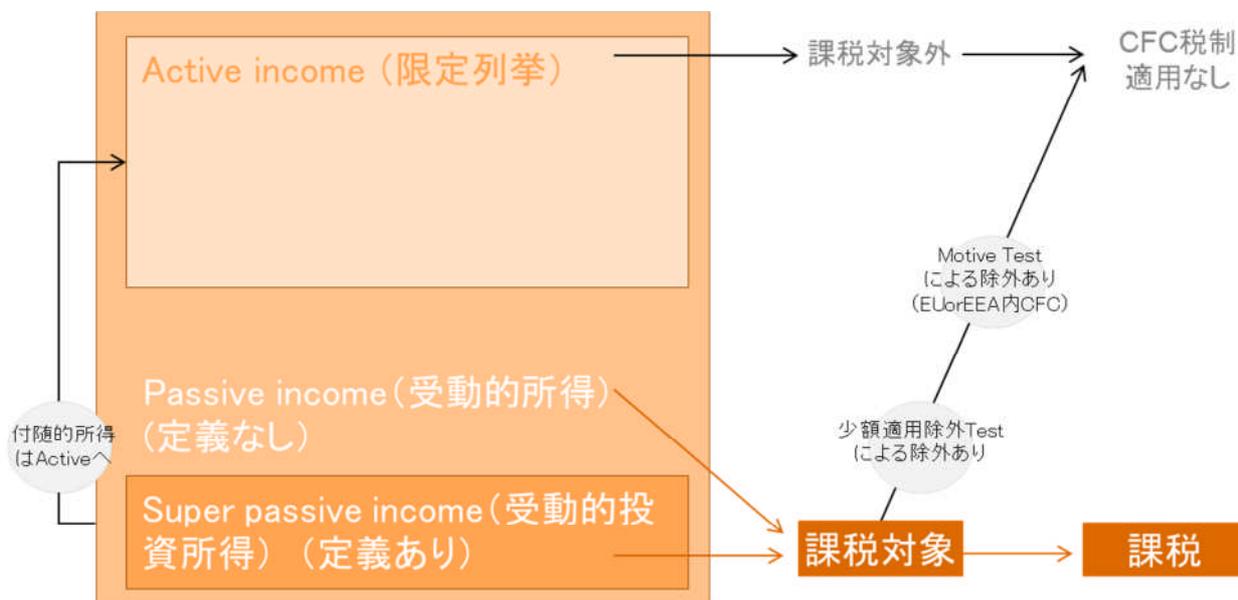
適用除外要件としては、受動的所得または受動的投資所得の収入金額の割合が少ない場合の適用除外要件(少額適用除外要件、詳細後述)が定められているほか、EU または EEA 内の外国会社に関しては、当該外国会社が当該国において所得に関して「真正たる経済的活動」に従事していたことを納税義務者が証明した場合の適用除外要件(動機テスト、詳細後述)が設けられている。

<表 1>

項目	内容
CFCのアプローチ	インカムアプローチ
トリガー税率	25%
持分要件	一般的なCFCルール:ドイツ居住者の持分(合計)が50%超の場合課税 より厳格なCFCルール:ドイツ居住者の持分(単独)1%以上の場合課税
合算対象所得	一般的なCFCルール:能動的所得リストに該当しない所得(受動的所得) より厳格なCFCルール:受動的投資所得
適用除外要件	・少額適用除外要件 ・動機テスト(EUまたはEEA内外国会社)
ホワイトリスト/ブラックリスト	ホワイトリスト有
合算所得計算	ドイツ税法に従って所得を計算 所得がマイナスの場合は合算課税の適用なし 受動的所得への間接費用は資産又は所得の割合により配賦
申告	CFCごとにCFC申告書を提出 / 法人税申告を別途提出

⁸ ドイツの CFC 税制はエンティティアプローチではなく、インカムアプローチを採用している。これは、中間会社によって獲得された所得の全てを CFC ルールによる課税対象とするのではなく、特定の受動的な性格を有する所得のみを課税対象とすることを意味する。中核となる規定は外国税法 8 条 1 項の「能動的所得」のリストであり、中間会社の所得は、法が明確に列挙する能動的な事業活動に由来する所得に関連するものでない限りは、全て CFC 課税の対象となる。

<図 1>



C 一般的な CFC ルール / 超受動所得についての (Super Passive) CFC ルール

a 一般的な CFC ルール

原則として、以下の 3 つの要件が満たされる場合、外国会社の持分を有するドイツ居住者たる納税義務者(以下「ドイツ居住者」)に CFC ルールが適用される(外国税法 7 条 1 項)。

- 外国会社(ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない会社⁹)の持分の 50%超が一又は複数のドイツ居住者に保有されていること。
- 外国会社が一定の受動的所得を得ていること。
- 受動的所得が 25%未満の実効税率をもって課税されていること。

CFC 税制の詳細なガイドラインとしては、ドイツ連邦財務省による 2004 年 4 月 14 日付の回状(BMF 14.05.2004 - IV B 4 - S 1340 - 11/04)があり、このほか多くのコメント集が Flick、Wassermeyer、Baumhoff、Schönfeld、Kraft et seq などの著名な専門出版社から出版されている。

b Super Passive CFC ルール

「受動的投資所得」を獲得する外国会社に関しては、Super Passive CFC ルールが適用される¹⁰。

⁹「会社」には、ドイツ法人税法の適用対象となるような「人的結合」や財団も含まれる。

¹⁰外国税法第 7 条第 6 項

外国会社が「投資の性格を有する受動的所得」(以下、「受動的投資所得」という。)を獲得しており、一のドイツ居住者が当該外国会社の持分の1%以上を保有している場合、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる¹¹。

外国会社が獲得する総所得がもっぱら又はほとんどもっぱら受動的投資所得に関するものである場合には、当該会社の株式が大規模かつ定期的に株式市場で取引されている場合を除き、一のドイツ居住者が保有する持分が1%未満であったとしても、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる。

受動的投資所得は第7条第6a項に規定されており、現金、債権、証券、参加持分その他の資産についての保有、管理、価値の増加から生ずる課税所得(第8条第1項8号、9号に規定する分配とキャピタルゲインを除く)で軽課税されるもの(ただし、納税者においてこれらの所得が第8条第1項1号から6号に規定される活動から生じたものであると証明した場合を除く)とされている。

典型的な受動的投資所得としては、負債またはデリバティブ金融商品に由来する利子所得で軽課税されるものが考えられる。利子については、公社債、貸付金、預貯金に係るものいずれも区分なく利子として取り扱われる。

なお、CFCが金融取引を行う場合に能動的所得とされるケースは極めて限定的である¹²。

また、受動的投資所得の閾値は、従前10%であったが1%に強化された。これは個人投資家の事業所得を定義する所得税法第17条の規定との調和を意図したものと理解されている¹³。

D 対象納税者

上記の基本的な課税要件が満たされる場合、外国会社に対して持分を有する各ドイツ居住者(個人及び法人)がCFC税制の適用対象となる。すなわち、上記「一般的なCFCルール」については、複数のドイツ居住者が保有する外国会社の株式の保有割合が合計で50%超となれば、個々の持分割合にかかわらず、外国会社に対する持分を有する全てのドイツ居住者においてCFC税制が適用される。

受動的投資所得に関するSuper Passive CFCルールについては、支配要件がないため個別に判定し、あるドイツ居住者が外国会社の持分を1%以上保有している場合には(場合によっては1%未満しか保有していない場合であっても)CFCルールの適用対象となる。

E CFC(外国会社)の定義

外国会社とは、ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない資本会社、人的結合、財団等をいう。その持分がドイツ居住者によって保有されており上記3つの要件を満たす場合、当該外国会社に対してCFCルールが適用される可能性がある。

F CFC税制の合算対象となる所得

受動的所得

¹¹ 現地ヒアリングによれば、これらの特別税制は米国の外国投資会社に関する税制を参考にしたものとされている。

¹² 現地ヒアリングでは、“能動的所得のリストに唯一含まれるファイナンシャルインカムは、外国の会社が国外で借入れを行い、国外に貸付を行うといった全ての行為がドイツ国外で完結する場合であり、それが唯一の能動的ファイナンシャルインカムである。その他のファイナンシャルインカムはすべて能動的所得として認められない。”との見解が聞かれた。

¹³ 所得税法第17条は第15条、第16条とともに事業所得を規定しており、個人が保有する資本会社株式を売却する際、保有割合に応じて事業所得となる(事業所得とならない場合にはキャピタルゲインとして取り扱われる)を定めている。

外国会社が「その獲得する一定の所得に関して「中間会社」に該当する場合」に、当該所得に対してCFCルールによる合算課税がなされる。税法は、どのような場合に「中間会社」に該当しないかを、一定の能動的活動を列挙することによって規定し、これをもって、間接的な形で受動的所得を定義している。

外国会社の行う活動が税法(第8条第1項)の列挙する能動的活動リストのいずれの категорияに該当するかを判断するに際しては、「機能的観点」(Funktionale Betrachtungsweise)を用いなければならぬとされている。基本ルールとしては、ある所得を構成する事業収入及び事業支出が一の活動と経済的連関を有する場合、当該所得は当該活動に由来するものとされる。より具体的には、事前事後の活動又は補助的活動は主たる活動に帰属するものとされる。

能動的活動から生じる所得のリストを以下に要約する。所得のcategoryによっては、原則として能動的所得としながら、一定の場合に受動的所得になるというように再分類規定があるもの、さらには、いったん受動的所得として再分類されるものを再び能動的所得に分類する規定がある点に注意されたい。

合算対象とならない所得(能動的所得)	
1. 農林業から生じる所得	
2. 物品の製造、加工、仕上又は組立、エネルギー生産及び地下資源の探鉱及び算出から生じる所得	
3. 銀行業又は保険業 適格ビジネス(実態、ライセンス等)により行われ、主として第三者と取引を行う場合(大部分テスト、“Predominance-test”)	
4. Trading 活動から生じる所得 適格ビジネス(実体要件)によりドイツ課税に服するドイツ株主又は関連者に Subcontract しない でなされる場合	
5. 役務の提供から生じる所得 ドイツ株主又はドイツで課税に服するドイツ株主又は関連者の関与なしになされる場合	
6. 賃貸から生じる所得 ① 権利、図面、模型、経験及びノウハウの使用許諾(当該外国会社が自己の研究開発作業(当該外国会社の持分を有する納税義務者又はその関連者の協力なしに行われたものに限る。)の成果を利用していることを納税義務者が証明する場合。) ② 土地の賃貸(その賃貸所得が仮に当該外国会社の持分を有する無制限納税義務者によって直接受領される場合に租税条約上免税となることを納税義務者が証明する場合。) ③ 動産の賃貸(当該外国会社が一般市場への参加のもと商業的賃貸の事業施設を保持しており、かつ、当該商業的賃貸に属する活動の全てを無制限納税義務者又はその関連者の協力なしに行っていることを納税義務者が証明する場合。)	
7. 金銭貸借から生じる所得のうち納税義務者によって次の事項が証明されるもの ① 当該資金が、もっぱら外国の資本市場において調達されており、かつ、ドイツ株主又はその関連者から調達したものではないこと ② 当該資金が上記1から6の活動により”active”所得(総所得の内 90%以上が“active”であることを獲得するドイツ国外の恒久的施設に提供されていること、又はドイツ国内の恒久的施設に提供されていること)	
8. 資本会社の利益の分配(配当)から生じる所得	
9. 他の会社に対する持分の譲渡 会社の資産が受動的な資本投資所得を得るために使用されておらず、ドイツ REIT 持分の譲渡から得られたものでないこと	
10. 組織再編による所得のうち譲渡の場合に上記 9 の条件を満たすもの	

能動的所得とされなかった所得は受動的所得に分類され、軽課税かどうかの検討がなされる。能動的所得とされる所得は軽課税がなされていても合算対象とはならない。

課税対象となる受動的所得のリストもあわせて示す。(以下は典型例であり、網羅的なものではない)

- 銀行または保険事業で、実体(事務所、スタッフ、ライセンス)がないか、ドイツ株主および/またはその関係者と大部分の取引をしているもの
- 株主または関係者によって資金供給がなされている場合における、デットファイナンスおよびこれに類する行為
- ドイツ株主および/またはその関係者に対するトレーディング行為およびサービス提供
- 軽課税の利子所得を得るための負債またはこれに類する金融的要素で構成される外国法人株式の処分

また、税務当局の通達上に示された取扱いとしてファンクショナルリンクが認められる場合、受動的所得(または投資的受動所得)が CFC 税制の課税対象から除外される。

ファンクショナルリンクとは、一つのエンティティが能動所得と受動所得(または投資的受動所得)の両方を有している場合に、その能動所得を獲得するためにその受動所得が必要となる関係をいう¹⁴。

なお、能動的所得については、納税義務者が全ての条件を満たして、能動的所得を獲得していると証明しなければならない。ドイツの租税通則法では、原則として、職権調査主義により、課税当局が課税する事実があるということを立証しなければならないとされている。ただし、CFC 税制などの国際課税については国外からの情報取得が難しいという点で職権調査主義の限界が認識されており、職権調査主義の例外として納税義務者の側に立証責任が委ねられている。

G 軽課税

CFC ルールによる合算課税は、上述の外国会社の受動的所得が「軽課税」に服する場合にはじめて適用される。現行法上、軽課税とは、外国会社の所得が 25%未満の所得税負担に服する場合(他のカテゴリーの所得と相殺されることにより 25%未満となる場合を除く)として規定されている¹⁵。

所得税負担の額は、当該外国会社からドイツ居住者又はドイツ居住者が直接又は間接に持分を有する他の会社に対して分配が行われる際に当該外国会社の所在地国によって与えられる還付請求権がある場合には、これと相殺して計算される¹⁶。

また、25%以上の所得税債務を法的には負担しているが実際には徴収されていないという場合も軽課税となる。

トリガー税率については、1972 年の CFC 税制導入以来、2000 年まで 30%とされていたが、ドイツの法人税実効税率が 40%(留保利益の場合)から 25%に引き下げられた際に、あわせて 25%に引き下げられており、その後改正はなされていない¹⁷。

¹⁴ 現地ヒアリングでは、“能動的所得にファンクショナルに関連する受動的所得を有する場合、たとえば、一般の事業会社が資金を管理するために銀行口座を保有している場合には、能動的所得にファンクショナルに関連していると主張することができるだろうと考えている。ただし事業会社がある時点で Cash box のようになった場合には受動的所得が能動的所得にファンクショナルに関連していると主張することは難しくなる。”との具体例が聞かれた。

¹⁵ 外国税法 8 条 3 項

¹⁶ この規定は、マルタの特殊な税制に対応するために 2010 年の年次税制法によって導入された。

¹⁷ ドイツの法人実効税率は、過去 40%又はより高い税率であったため、30%又は 25%というトリガー税率は、課税ベースの国外シフトに対抗するための裁定課税制度とみなされていた。2008 年の企業税制改革により法人税率は 15%に引き下げられたが、それでもなお、法人税の付加税である連帯付加税と地方税である営業税の税率を加味した法人実効税率は約 30%となっている。この約 30%という比較的高い法人実効税率が今でもなお 25%というトリガー税率の水準の合理的根拠であるとされている。25%というトリガー税率は、欧州諸国の法人税率が引き下げられている中であっても具体的な改正議論とはなっていない。

なお、英国における 2012 年の最低税率の引き下げを受け、全ての英国法人はドイツ CFC 税制の観点から、潜在的に軽課税となっている。このため、英国法人である外国会社が受動的所得を得ている場合には、親会社であるドイツの投資家は、(1)英国において実質的に 25%以上の課税をなされていることを証明するか、(2)CFC 申告書を提出し軽課税所得を申告するか、(3)CFC 申告書を提出し、8 条 2 項の免税(動機テスト)を申請するかのいずれかの義務があることになる。

H CFC 合算課税対象所得の計算

合算課税対象所得は、原則としてドイツの税法に従って計算する¹⁸。

合算課税対象所得の計算に際して、外国会社において当該所得について課された税及び当該所得の基礎となる資産に対して課された税は控除する¹⁹。

所得がマイナスとなる場合は合算課税されない。欠損金の繰戻し及び繰越しについては原則としてドイツ税法上のルールが適用される。一の外国会社の欠損を他の外国会社の所得と相殺することはできない。

なお、能動的所得と受動的所得への費用配賦に関して、直接費用はそれぞれの所得に直接配賦される。間接費用は、一般的に、その外国会社の所得と資産構成に応じて、総所得に占める受動的所得の割合か、資産総額に占める受動的資産の割合によって配賦される。

I 合算のタイミング

ドイツ居住者である法人の場合、外国会社の合算対象所得の生じた事業年度の末日の後に終了するドイツ居住者の事業年度において当該所得が生じたものとみなされる。

J 推定課税

国税通則法第 90 条第 3 項に海外事例の場合の納税義務者の協力義務が規定されており、一般的に推定課税が可能とされている。具体的には、外国税法第 17 条第 2 項において保有資産の時価評価額の 20%までの推定課税が可能とされている。

K 適用除外規定の内容

a 少額適用除外規定

受動的所得の収入金額が当該外国会社の総所得の収入金額の 10%を超えない場合、CFC ルールによる合算課税は適用されない。ただし、当該外国会社の受動的所得の金額が 8 万ユーロを超える場合又は一の納税義務者において複数の外国会社に係る受動的所得の合計が 8 万ユーロを超える場合には、少額適用除外規定は適用されない²⁰。

受動的投資所得に関しても、類似の少額適用除外規定がある。すなわち、受動的投資所得の収入金額が当該外国会社の全ての受動的所得に係る収入金額の合計額の 10%を超えず、8 万ユーロ以下であり、かつ、一の納税義務者において複数の外国会社にかかる投資的性格を有する受動的投資所得の合計額が 8 万ユーロを超えない場合、受動的投資所得に関する合算課税は適用されない²¹。

¹⁸ 外国税法第 10 条第 3 項

¹⁹ 申請により、所得からの控除に替えて外国税額控除を選択することができる(外国税法第 12 条第 1 項)。

²⁰ 外国税法第 9 条。現地ヒアリングでは、“(少額適用除外規定の)10%の閾値を検討する際には、まず、会社の資産構造を分析し、どの資産が能動的事業に関係しており、どの資産が資本的な要素(Capital instrument)かを検討する。その上で、所得を比較し、受動的所得の総所得に占める割合が 10%以下である場合には、受動的所得を主たる活動(Main activity)のための独立した所得(Independent income)とみる(つまり適用除外される)。”とのコメントが聞かれた。

²¹ 外国税法第 7 条第 6 項

b EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定（「動機テスト」）

後述する欧州司法裁判所のキャドバリーシュウェップス判決の帰結として、2008年の税制改正により、EU 又は EEA 域内の外国会社に関する適用除外規定（「動機テスト」、「Motive test」とも呼ばれる）が導入された²²。すなわち、外国会社の設立地又は管理支配地が EU 又は EEA 域内にある場合で、当該外国会社が当該国において当該所得に関して「真正たる経済的活動」に従事していたことを納税義務者が証明した場合には、当該所得は受動的所得として取り扱われない²³こととされた。

「真正たる経済的活動」を証明するためには、特定の実体要件を満たす必要がある。すなわち所在地国の第三者との取引とともに、自己の事務所および設備、自己のスタッフ、自己の適格な管理、自己の営業、自己の記帳が必要となる。税務当局からこの点についての詳細なガイドラインは発行されておらず、クリティカルなケースでは、個別に注意深く検討することが必要となる。

外国会社がさらに外国会社を子会社等として有する場合には、当該子会社等の一定の受動的所得は出資持分割合に応じて当該外国会社に配分された上で当該外国会社にかかる合算所得の計算に含められることになるが、子会社である外国会社が EU 又は EEA の域外にある場合には、その子会社等の所得に関しては上記の動機テストは適用されない。また、EU 又は EEA の域外の恒久的施設に帰属する受動的所得に関しても動機テストは適用されない。

動機テストの適用に際しては、「真正たる経済的活動」は当該外国会社の当該活動から獲得される所得のみを包含するものとされ、すなわち、アームスレングス原則（外国税法第 1 条）が遵守されなければならない。

L 適用除外規定の適用実務

a 少額適用除外規定

少額適用除外規定における閾値は、ドイツ居住者が出資している複数の外国会社の受動的所得にかかる収入金額を合算した上で判断されるため、8 万ユーロという設定は極めて低く、多国籍企業がこの規定を利用できる余地はほとんどない。

b 動機テスト

EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定（動機テスト）については、「真正たる経済的活動」の意義が問題となるが、これについて法令はこれ以上の定義を行っておらず、また課税当局は具体的な指針を示していない。

ただし、2008 年年次税法により当該規定が成文化される前に、ドイツ連邦財務省は、欧州司法裁判所のキャドバリーシュウェップス判決（後述）への対応に関する指針を提供するため通達を発しており、その内容は基本的には外国税法に組み入れられている。なお、当該通達はいかなる法的効力も有さず納税者又は裁判所を拘束するものではないが、実務上は、当該通達が、「真正たる経済的活動」の解釈指針をある程度提供しているものと考えられる。

²²外国税法第 8 条第 2 項

²³ EU 指令等に基づき、ドイツとの間で租税手続に関する必要な情報の交換が担保されている国であることが前提とされる。

この連邦財務省通達によれば、適用除外の恩恵を受けるためには納税者はとりわけ以下の事項を証明しなければならないとされる²⁴。

- 加盟国に設立地又は管理支配地を有する外国会社が、自己の事業活動の範囲でその地の市場活動に能動的、永続的、かつ持続的に参加していること。
- 外国会社がその地において、その事業活動を実行するために、永続的に、役員及びその他の従業員を雇用していること。
- 外国会社の従業員が、当該外国会社が受け持つ(経営上の)課題を独立にかつ自己の責任において果たすための資質を有していること。
- 外国会社の所得が自己の事業活動の結果として獲得されたものであること。
- 外国会社が主として関連者との間で取引を行っている場合、当該外国会社が提供する役務が役務の受領者にとって付加価値を創造するものであり、かつ、会社の資本が、創造された付加価値に対して相当の程度であること。

動機テストの証明プロセスに関しては、公式な手順はなく、個別の対応が行われている。以下、ヒアリングで聞かれたコメントを一部引用する。

“動機テストでは、受動的所得を有している **CFC** が人為的に作られたものではなく、実際にビジネスが行われていることを証明する必要がある。

EU 内の国外子会社が受動的所得を有しているかどうかはドイツ税務監査の主要ポイントではなく、所得を軽課税国に移すタックスプランニングをして、有利な税制や取扱いを利用しようとした場合にはじめてフォーカスされる。

典型的な例はファイナンス取引である。ファイナンス取引は無論タックスプランニングにも用いられるが、端的にいえば、ドイツの納税者が **EU** 外でファイナンス取引をタックスプランニングに用いることは不可能である。動機テストは **EU** 外には適用されないので、ファイナンス取引から生じる所得を受動的所得でないとして (**CFC** 課税から) 守ることはノーチャンスである。

一方で、**EU** 内では、法人を設立する際、ファイナンス事業を行うのに十分な実体をその **CFC** が有していることを証明するだけでよい。

ただし、インターカンパニーローンやファイナンス取引については注意が必要である。すなわち、**EU** 内に子会社を作るには、そこに判断を下すことのできる外部の人が必要となる。つまり、外国子会社でコントローラーとなる人を雇用して権限を委譲した上で、資金の割当や、借入れ・貸付けなど主要な決断をさせなければならない、つまりファイナンスマネージャーが必要となる。

CFC の活動を証明するためには、財務諸表を見せ、どのような種類の所得があるかを分類する必要がある。すると、誰が運営をしているのか、誰がどのようなポジションなのか、と質問されるため、それらに答えられるような資料を収集する。

証明の具体的な方法については、公式な手順はない。

個人的には、まず財務諸表を提示し、次に、典型的には、ジョブディスクリプションを開示し、どのような人が事業を行っているか、その地位はどうか、その果たすべき義務はなにかなどを説明す

²⁴ 欧州司法裁判所によるキヤドバリーシュウェップス判決と比較して、ドイツ連邦財務省の当該通達による 5 つの基準は、制限的な内容であると理解されている。

ることが多い。その際、実質的・継続的で独立した事業であることを証明する資料で当局に提供可能なものであれば、E-mail、役員会議事録、プロトコル、メモなど何でも使用する。”

また、動機テストの証明には CFC 申告書の提出が要件とされている。税法上の明文規定はないものの、CFC 申告書の末尾には共同投資家に関する情報の提供を求める項目が設けられて²⁵おり、税務当局は、税務の全てにつきより多くの情報を提供することがドイツにおける納税者の拡大された義務との見解を示している。

銀行業における動機テストの証明の実務に関して、現地ヒアリングで聞かれたコメントを一部引用する。

“(第 8 条第 1 項)3 号は、事業があり、主として(注:50%超)第三者に対して銀行サービスを提供している場合に全ての所得が銀行所得(能動的所得)となると規定しており、一方で、第 8 条第 2 項は能動的である限り CFC の課税をされないと規定している。

すなわち、第 1 項 3 号のもとでは、ライセンスを保有し、一定の第三者取引を行っている場合であっても、活動の過半がグループ間取引である場合には受動的とされると規定されている。

一方で、第 2 項のもとでは、事業があり、一定の第三者との取引がある場合には、この第三者取引の部分については能動的とされる。能動的所得の決定は難しいが、少なくとも理論上は、第 2 項のもと EU 内で能動的とされる場合には、これを能動的と取扱うことになる。”

“銀行は旧来型のストラクチャーを有しており、多くのケースで実体の証明は難しい。また、マネジメントやサービスのアウトソーシングをしていることも、大規模グループにおいて、その会社がその設立地において独立して市場で能動的であると証明する際の論点となりうる。”

“国際サービスについて、設立地国で能動的であることを示すことは困難である。(銀行は)多国籍体であり、経済上の機能が集約化されているため、税務当局は(少なくとも)それらが単一のエンティティとしてそれぞれの市場で能動的なもの足りえるかを追及することが可能である。”

M 適用除外規定に関連する判例

a 欧州司法裁判所「キャドバリーシュウェップス判決」

前述のとおり、ドイツ CFC 税制における動機テストは、欧州司法裁判所の「キャドバリーシュウェップス判決」²⁶に対処するために導入されたものとされている(詳細は英国 P48 参照)。

この判決は、英国の旧 CFC ルールが EU の基本的自由と抵触すると結論づけたものである。ドイツの CFC ルールは判決において直接に言及されているわけではないが、ドイツは欧州司法裁判所判決への対応として動機テストを導入した。

²⁵ この要請の理由について現地ヒアリングでは、“CFC 税制の主要な考慮事項としてコントロールの問題があり、コントロールがない場合には課税範囲は受動的投資所得のみにとどまるが、コントロールがある場合には受動的所得全体に課税範囲が拡大する。たとえば、ドイツの銀行が直接 10%を有しており、(ドイツ居住者の)合計で 50%となれば、そのエンティティはドイツによりコントロールされていることになり、より広い受動的所得が課税されることになる。そしてこの点が、税務当局が納税者に唯一の投資家であるかどうかを尋ねる理由だと考えられる。”との見解が聞かれた。

²⁶ 欧州司法裁判所判決 C-196/04(2006年9月12日)

欧州司法裁判所 (ECJ) は、子会社が他の EU 加盟国において低税率で課税されている場合における直接の親会社である英国の会社に対する英国 CFC 課税は「完全に人為的な取引 (wholly artificial arrangements)」のケースに対してのみ適用可能であると解釈することが可能かどうかという問題につき、英国の受訴裁定機関である特別委員会 (the Special Commissioners) に対して事案を移送した。

キャドバリーシュウェッप्ス社 (Cadbury Schweppes Plc、以下「CS」) は、その英国内子会社である Cadbury Schweppes Overseas Limited (以下「CSO」) を通じて、アイルランドに Cadbury Schweppes Treasury Services (以下「CSTS」) と Cadbury Schweppes Treasury International (以下「CSTI」) の二社を間接的に 100% 保有していた。このアイルランドの二社は、財務活動を実施しており、主にグループ外からポンド又は米ドル建ての新規借入を行っていた。CSTS 及び CSTI は、ダブリンの「国際金融サービスセンター制度 (International Financial Service Centre)」の適用を受け、10% の法人所得税率が適用されていた。英国の税務当局は、CSTI の 1996 年の所得に関連し、英国の親会社である CSO に対して 860 万ポンドの課税を行った。なお、その期間、CSTS は欠損を計上していた。

英国の税務争訟裁定機関である特別委員会は、EU 法の適用に関して数多くの不明点に直面したと述べた。具体的には、

- 第一に、より有利な税制の恩恵を受けることのみを目的として他の EU 加盟国に会社を設立するに際して、CS は EC 条約上の基本的自由を濫用していたのかどうか。
- 第二に、もし CS が単に誠実に関連する基本的自由を行使していたと考えるならば、CFC 税制はそれら基本的自由の行使に対する制約又は差別的扱いに当たるのか。
- 第三に、仮に CSTS 及び CSTI が英国に設立されていた場合と比較してもより多額の税額を納めることにはならない点を考えると、制約はないといえるのではないのか。
- 第四に、もし英国の CFC 税制が差別的なものであるとした場合、英国以外の EU 加盟国で英国の観点から軽課税国とみなされない国に子会社を有する他の英国多国籍企業との比較を行うべきか。
- 第五に、もし英国の CFC 税制が「営業地選択の自由 (freedom of establishment)」に対する差別又は制約を含むものであるならば、当該税制は租税回避防止を理由として正当化されるかどうか。

しかし、特別委員会は、「EC 条約第 43 条、第 49 条、第 56 条は、一定の条件の下、当該加盟国の居住者である会社に対して、他の加盟国の居住者であり軽課税が適用されている子会社の所得に関連して課税を行うこととする国内税制を排除しているか」というただ 1 つの論点のみを明示的に欧州司法裁判所に対して言及した。

欧州司法裁判所はまず、本件で問題となる基本的自由は、EC 条約第 43 条及び第 48 条 (現行の EU 機能条約第 49 条及び第 54 条) に定める営業地選択の自由であるとした。

そして、過去の判例に言及して、自己の居住国である加盟国以外の加盟国の税務上の利点から利益を得ようとする事それ自体をもって、共同体市民 (自然人であるか法人であるかを問わない) から EC 条約の規定に依存する権利を奪うことはできないとした。また、より有利な法制度から恩恵を受けることを目的としてある加盟国に設立された会社は、そのことをもって営業地選択の自由を濫用したとみなされることはないとした。

裁判所は続けて、英国の CFC 税制は英国居住会社に税務上の不利益を与えたとした。アイルランドの子会社に対する英国の CFC 税制による課税とアイルランドの課税を考慮すると、全体としての負担税率は、仮にその所得が英国の子会社によって獲得された場合と同じである。これは、親会社に対する英国の CFC 課税が別の法人の利益に対するものであるからであって、このことは英国居住者である子会社、又は、他の加盟国で軽課税国ではない国の子会社の場合には当てはまらない。子会社が設立されている他の加盟国の軽課税から生じるいかなる利点も、それ自体をもって、親会社の居住する加盟国に対し

て、親会社に対するより不利な税務上の取扱いによって当該利点を相殺することを正当化することはできない。

それでもなお、当該加盟国の税制の適用回避を目的とした「完全に人為的な取引」に明確に該当する場合には、営業地選択の自由を制約する国内法上の措置によって制約される。

また、他の EU 加盟国にある子会社の所得を合算して課税する CFC 税制は、親会社のある国の税制から逃れることのみを目的とする企業実務を阻止するための措置として、公共政策的観点から許容されるが、そのような措置はバランスの取れたものでなければならず、その優先される公共政策目的を達成するために必要な範囲を超えるものであってはならないと付言している。

なお、どのような場合が「完全に人為的な取引」に該当するかについての判断指針としては、裁判所は、事務所、従業員及び設備の観点から CFC が物理的に存在する程度、そして、その検討の結果として CFC が現地国で「真正たる経済的活動 (genuine economic activities)」を遂行する目的で「実質的な施設 (actual establishment)」に該当するかどうかという点に言及しているのみである。

b ドイツにおける判例

ドイツにおける「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定は上述の欧州司法裁判所「キヤドバリーシュウェップス判決」を受けて 2008 年に新たに導入されたものであり、これを直接に取り扱う重要な国内判例は未だ見受けられない。

ただし、キヤドバリーシュウェップス判決以降に下された判決として、アイルランドで保険業を営む子会社の所得がドイツ CFC 税制上の受動的所得に該当するかどうかの問題となった事案として、2010 年の連邦税務裁判所(ドイツの税務訴訟における最終審)による判決がある²⁷。

この事案では、ドイツ企業のアイルランド子会社は保険業を営んでおり、その業務の全てを同じくアイルランド居住者である関連会社にアウトソースしていたが、連邦税務裁判所は、「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定は問題とせず、当該アイルランド法人の所得は、能動的所得のリストに基づき、受動的所得には当たらないとした。

本件判例によると、保険業を営むドイツ企業は、アイルランドのダブリンの国際金融サービスセンターにある子会社を通じて国際的な再保険ビジネスと展開しており、当該アイルランド子会社は、金融保険取引を行う会社として、法人所得税に関して 10% の特別税率の適用を許可されていた。しかし、アイルランド子会社の実際の事業活動の遂行は、マネジメント契約に基づき、グループ内のサービス会社に委託していた。これに対しドイツの親会社の管轄税務署は、アイルランド子会社に残存するオペレーションは受動的なものであるとみなし、CFC 税制に基づき、その子会社の留保利益をドイツの親会社の所得に合算して課税した。

しかし、連邦税務裁判所は、アイルランド子会社は能動的な事業を営んでいたとして、ドイツ親会社の主張を支持した。アウトソース先の関連会社の事業活動は当該アイルランド子会社の統括管理下にあり、当該アイルランド子会社は、保険業を運営するためのライセンスを保持し続け、保険会社に要求されるその他の条件を満たし続けていたからである。さらに、マネジメントや、外部委託に関する活動及び顧客との契約は日常的に当該アイルランド子会社側に残されていたが行っており、その活動は見せかけだけのものではなく、業務受託者によって提供される相応の施設の下で遂行されていた。したがって、CFC 税制の目的を回避するものではないとした。

このケースで連邦税務裁判所が能動的な事業と判示した理由は以下のとおりである。

- 当該子会社のマネージャーが当該子会社と直接雇用契約を締結していること。

²⁷ BFH v. 13.10.2010, I R 61/09

- サービス子会社の 5 人の従業員が当該子会社と直接の雇用関係を締結していること
- 当該子会社が自己の事務所を維持していること。
- 当該子会社(自身)が継続的にかんがりの再保険契約を取得するとともに、独立したリスク評価を行い、再保険リスクに備え自己の資本を積み立てていること。
- 当該子会社がライセンスを受けるとともに、独自の記帳を行っており規制上の要件を満足していること。
- 再保険契約の経済的リスクが当該子会社によって負担されていること。

このことは、当局による実体要件の概要を明らかにしている。アウトソースは実務上非常に難しい分野であり、このため、個別のケースごとに検討を行うことが強く推奨される。

N 配当免税制度との関係

ドイツはいわゆる資本参加免税を導入し、国外から受け取る配当について国内で受け取る配当と同様に 95%非課税としているが、CFC 税制により合算課税対象となる所得は「擬制的な配当所得」であって配当所得そのものではないという整理により、資本参加免税の適用対象とはしていない。このことから、配当利益が原則非課税扱いとなった現在、CFC 課税が行われた利益を原資とする配当が実際に分配された場合に、CFC 課税相当分が還付されるべきではないかという印象を受けやすいが、実体のない外国会社に利益をプールした時にこれに対して課税を行いつつ、配当自体については非課税とする「配当非課税取扱い」は矛盾するものではないとされている。

O CFC 申告

CFC ごとに個別の CFC 申告書を提出するとともに親会社であるドイツ法人自体の申告書も提出する必要がある。通常、提出は同時に行われる。CFC の受動的所得は基本的に親会社の申告書に組み込まれることになるが、情報不足等により CFC の合算所得が不明な場合にも仮定の金額で申告期限(原則は事業年度終了後 6 カ月であるが、実務上は翌年度末²⁸)までに申告を行うことになる。

なお、ドイツ法人自体の申告書に記入した CFC 所得の計算が税務当局のアセスメントと異なる場合には、職権による更正がなされる。

CFC 申告書が通常の申告書と別々に定められているのは、課税当局の専門部門により処理されるためと理解されている。CFC 申告書の提出先は所在地の税務署となるが、税務調査は大会社用の税務部門が対応し、CFC 関連の課題については CFC の専門チームによる対応がなされる。また、税務調査は、地方税を含む国内課税を担当する調査官と国際税務を担当する調査官の組み合わせで行われることが多いと言われている。

2 近年の制度整備の状況と議論の詳細

A 近年におけるドイツ CFC 税制の改正

近年の主要な改正としては以下のものが挙げられる。

²⁸ 現地ヒアリングの際、具体例として、“たとえば、2012 年の CFC の所得は、2013 年 1 月 1 日に配当されたものと擬制され、親会社の 2013 年分の法人税申告に組み込まれる。このため 2012 年の CFC 所得の申告期限は 2014 年の末日となる。ただし、計算期間の末日の属する年の申告に組み込むアプローチも可能であるが、その場合の申告期限は翌年末日となる。”との説明を受けた。

a 2008 年年度税法 (Annual Tax Act)

EU または EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定 (いわゆる動機テスト) が外国税法第 8 条第 2 項に設けられた。

b 2010 年年度税法 (Annual Tax Act)

いわゆるマルタモデルを排除するため、新しい 2 つの条文が外国税法第 8 条第 3 項に追加された。これは、ドイツの納税者またはドイツの納税者によって直接または間接に保有される会社に対する所得の分配に関して、当該外国会社の所在する国や地域に対して行う租税の還付請求は、ドイツ CFC 税制上の法定実効税率の計算の際、それぞれ考慮すべきこととしている。

また、ドイツでの課税に服する外国所得の追加額から控除すべき外国税の計算に関しても同様の規定 (外国税法第 10 条第 1 項) が導入されている。この規定は、2010 年 12 月 31 日より後に開始する事業年度に稼得される受動的所得について適用されている。

さらに、外国税法第 20 条第 2 項にも二つの条文が追加されており、外国 PE がドイツ株主またはその関連者でドイツでの課税に従うものからの再委託を通じて DDT 税 (Dividend Distribution Tax) の免除される受動的所得を得た場合について、そのような受動的所得が外国税法第 20 条第 2 項に規定する税額控除の適用から除外されている。

c 相互支援指令法 (Mutual Assistance Directive Act) [2013 年 6 月]

外国税法第 8 条第 2 項に規定するいわゆる動機テストにつき、同法第 7 条第 6 項への参照によって拡大され、受動的投資所得に関するルール (前述の Super Passive CFC ルール) についても適用されることとなった。

B 改正の背景及び議論

CFC 税制に関する近年の改正の背景としては、キャドバリーシュウェップス判決などの欧州司法裁判所による判例の影響など EU 法との調和の観点があったものと理解されており、BEPS の議論との関係性は強く意識されてはいない²⁹。

3 CFC 税制が金融機関のビジネスに及ぼす影響等

A CFC 税制の執行状況

ドイツ連邦財務省その他の公的機関、私的機関のいずれからでも、ドイツ CFC 税制に関連する統計は公表されていない。ドイツ税務当局は CFC 税制に特化した特別調査チームを設置しており、直近の 2 年間では、CFC 税制が多くのケースで税務調査の主項目となっている。これは、ドイツの国際的な企業グループが依然として外国法人やプライベートエクイティ投資を利用して租税負担を軽減していることを背景としている。

税務訴訟の多いドイツであるが、CFC 税制が裁判所で問題とされるケースはほとんど見受けられない。CFC 税制は複雑性、不明確性、及びその税務上の帰結の重大さゆえに、納税者に抑止効果を与えているためとも考えられるが、一方で、移転価格税制などの外国税法に関するその他の論点と同様に、税務調査の中で当局との交渉を通じて解決されているものも多いとも考えられる。

²⁹ CFC 税制の改正が BEPS プロジェクトへの対応である以上に EU 法との調和の観点でなされてきたとの文脈について、現地ヒアリングでは“ドイツの BEPS 議論は CFC 税制にフォーカスしておらず、主たる議論はハイブリッド・ミスマッチに集中している。

B 金融業界への影響(概要)

金融業界はクロスボーダー活動が活発であるため、ドイツ CFC 税制の申告義務に関する困難に直面している。金融機関が CFC 課税を回避するためには、能動的所得、すなわち、外国税法第 8 条第 1 項 3 号のいわゆる大部分テスト(Predominance-test)を満たすアクティブバンキングからの所得を稼得するものであることを証明する必要がある。大部分テストとは、法人がその所得の大半を関連者取引ではなく第三者間取引から取得しているとの要件を指す。

また、アクティブな外国 PE に対して、株主または関連会社からのファンディングがないなど、外国の資本市場で調達した資本のみを投資することによってファイナンスを行う場合にも、ドイツ CFC 税制上免税とされる。ドイツに所在する PE へのファイナンスもまたドイツ CFC 税制上能動的なものとなる。

EU または EEA 内の法人でドイツ CFC 税制の対象となるものは前述のとおり 8 条 2 項の能動的所得による免除(動機テスト)を適用することができる。しかしながら、真正たる経済的活動とその所在地における実体を証明するための非常に広範な文書化が必要となる。

C 金融業界への影響(個別論点)

a 銀行および保険業

銀行および保険が、能動的所得を有するものとして分類されることにより、CFC 課税を回避するためには、ライセンスを有し、かつ、その行為が適格なビジネス(実体要件)によって行われる必要がある。また、収益・費用テストと資産・負債テストで構成される上述の大部分テストに従い、法人の取引の大部分が第三者間のものであり、収益と費用、資産と負債が大部分それらの取引から得られまたは生じたことを証明しなければならない。

ドイツの課税当局は、ファイナンス活動を行う国外の子会社で実体がないものに割当られた受動的投資所得をターゲットとして課税実務を行っており、オフショアで主として企業内での企業間資金管理を行っている場合には能動的とされないものと考えられている。

能動的な銀行に該当しない場合には、外国税法第 8 条第 1 項 7 号の海外市場での資本調達ビークルの免除規定の適用を検討しこれにも該当しない場合には能動的とすることは難しいと考えられている。

ただし、現地ヒアリングでは、銀行業のライセンスを有しているか軽税率国にないなどの理由により、子会社の大半が申告の対象となっていないとのコメントも聞かれた。

“数千の子会社(投資先)のうち CFC 申告の対象となるものは 3%程度である。除外される理由は、銀行業のライセンスがある、または軽税率国にないためである。ただし、軽税率国にないことを証明するためには、ドイツの税法により実効税率を計算しなければならない。

過去には税務当局との合意によりアメリカを含む特定の国が高税率国として(再計算を省略して)除外されていた。しかし、その合意は既に破棄されているため、新しい簡素化の合意について交渉をすすめている。”

また、金融業界では、保有する投資に時価課税と CFC 課税による二重課税が生ずるケースも想定される。たとえば、ヘッジファンドに対する投資(時価課税の対象となるもの)を転売目的で数日間のうちに売買する場合において、その期間中に決算期日が到来したときは、ヘッジファンドの性質上、投資的受動所得の比率が 10%を超えているのは確実であり、かつ、低税率の適用を受けていることが多いため、CFC 申告の必要があることになる。このため、時価課税と CFC 課税による二重課税が生ずる可能性が

ある。また、短期投資の場合には、CFC 申告に必要な情報がファンドから取得できないことが多いため、実務上の困難も多い³⁰。

b 証券

ドイツには証券会社の形態は存在しない。

c グループ間ローン

外国会社によって取得された利子所得が軽課税に服する場合、一般的には受動的所得に分類され、ドイツ CFC 税制により課税される。CFC 課税所得の金額は、課税対象となる所得から受動的活動と関連する外国会社の費用を控除して決定されるが、能動的活動と関連する費用については控除されず、CFC 課税所得の計算から除外されることになる。

レンダーとなる外国会社が受動的な利子所得(費用控除後)を有し、かつボロワーとなる外国会社がその受動的な活動からの欠損を有している場合でも、欠損金のオフセットは共通する究極の親会社である外国会社の段階でしか認められない。

ただし、受動的な利子所得については、軽課税の受動的な利子所得の総額がそれぞれの外国会社の能動的所得の総額と比較して全く重要でないなど、外国会社の所得に対して補助的所得として分類された場合には、CFC 課税が免除される可能性がある。

d 航空機リース

動産である航空機のリースについては、原則として、外国税法第 8 条第 1 項の能動的所得リストのうち、第 6 項 3 号の適用の有無について検討することとなる。リースが営業事務所(実体要件あり)を通じて第三者との間で行われる場合には、ドイツ株主またはドイツでの課税に服するその関連者の関与がない限り、一般的には能動的所得に分類される。

なお、オペレーティングリースであるかファイナンスリースであるかは CFC 課税の適用を判定する上で論点とならない。

航空機リースに関しては 70 年代からの判例法があり、税務当局と航空機リース業界の間には実体要件として市場参加の程度に関するルールが存在している。

e IP 等

その外国会社の自己の研究開発による商標権、IP およびこれに類する資産についての所有権譲渡およびリースから生じる所得については、ドイツ株主またはその関連者の関与がない場合には、一般的に能動的所得に分類される。

f 配当

ドイツでは 2001 年に Imputation system が撤廃された。(ドイツでは配当課税が行われていた。配当課税をした上で税額控除を行うシステムが Imputation system であった。)

³⁰ 現地ヒアリングでは、このような事例に関して“税務当局に公開、ディスクロージャーを行い、対応を相談している。、その中で、流動資産としての投資は投資売却時に売却益が課税され、ドイツの課税権が阻害されることはないため、CFC 税制の適用対象外としてもドイツの課税権に悪影響はないのではないかと主張している”との事例も聞かれた。

2001年に配当非課税のシステムに変わり、原則として、資本金会社から資本金会社に対する配当は100%非課税、損金不算入費用が5%とされている(個人に配当される場合には60%課税)。

外国法人から分配される配当はドイツCFC税制に服しない。このことから、配当のみを受領する外国会社と配当を附随的収入として受領する外国会社の取扱いについて、ドイツCFC税制上の差異はない。

g アウトソーシング

CFCによるアウトソーシングについては1件の判例があり(前述)、ガイドラインとして参照されている。そのケースでは、ドイツ連邦裁判所は、事業の一部をアウトソースしたとしても害はなく実体のある自己の事業であり人為的な構造とはならないとして、問題ないものとしている³¹。

なお、一方の会社が資金プールのための空のエンティティで、アウトソーシングされたもう一方の会社が全てを執り行うようなストラクチャーについては、ドイツCFC税制では、グループアプローチではなく、個別のエンティティについて課税の有無を検討することになる。英国のグループ税制は適用されない³²。

h ETF

ETF(Exchange trading Fund)については、Underlying assetによりその性質を判断するため、多くの場合に受動的所得または受動的投資所得となる。

i EU/EEA 外の外国会社への適用関係

受動的所得(受動的投資所得を除く)を受領するEU/EEA外の外国会社がCFC免税となるケースは次のような場合とされる。

- 直接または間接のドイツ株主が当該会社の支配権を有しないこと
- 能動的なコアとなる所得と比較して全く重要とはいえないなど、その受動的所得が能動的所得に付随する所得であるとされること

受動的投資所得を受領するEU/EEA外の外国会社がCFC免税となるケースは次のようなものである。

- ドイツ株主の権利が1%未満であり、かつ受動的投資所得がその総所得の90%未満であること。
- 能動的なコアとなる所得と比較して全く重要とはいえないなど、その受動的投資所得が法第8条第1項第1号から第6号までの活動から生ずる能動的所得に付随する所得であるとされること

D CFC税制に対する経済界の評価

現地調査の結果、トリガー税率の高さおよび煩雑な申告義務について不満が聞かれた。また、動機テストについては概念としてはよいものの、実務上の判定が難しいとの評価がある。以下、ヒアリング時のコメントを抜粋する。

³¹ この判断の理解として、現地ヒアリングでは、“CFC税制は、対象となるCFCが人為的な構造かどうかをポイントしており、アウトソースはそれにあたらなく考える。つまり、CFCに実体がありドイツの親会社から独立して事業活動を行っているのであれば、自己の従業員で行うかアウトソースで行うかに差はないとみているということである。CFC税制の目的は、税率をさげるため故意に所得をドイツ国外に出すことを否定することであり、アウトソースは本来ドイツ国内で生じた所得ではないことから、有害ではないといえる。ただし、そのアウトソースしている国外企業が独立して業務遂行をすることが出来ず、ドイツからのサポートを要する場合は問題となる。”との解釈が聞かれた。

³² なお、2004年まではドイツ連邦財務省のCircularerにおいても英国グループ税制は適用可能とされていたが、現在は個別に削除されており、保守的に適用はないものと理解されている。

“正確に受動的所得を計算し申告するためには、CFC 所得の額の計算について国外からの情報、ドイツ税法による税額の計算、国際的な金融取引、為替換算などの情報を入手することが必要であり、数百の海外子会社を有している場合も同様である。納税者は、CFC 税制の申告義務について、税務アドバイザーへの支出など含め、費用および時間の負担が大きいものととらえている。”

“我々の見解として、軽課税基準の 25% は非常に高い。英国をはじめ多くの EU 諸国は既に 25% 未満の税率を適用していることから、英国やオランダの子会社の活動も CFC 課税の対象にする必要が生じている。これは EU の統一市場のコンセプトに反している。”

“もう一つの問題点としては合算所得の国内税法による再計算がある。支配の水準が低い会社の課税所得についてドイツ国内税法に沿った再計算に必要な情報を入手することは著しく困難である。”

“合算所得の計算方法は常にドイツの税法によるものではなく、選択肢として現地基準も認められるべきと考えている。特に投資先で連結納税が認められている場合は、その現地での連結納税制度を合算所得の計算の際にも行使すべきと考える。”

“EU または EEA 内の法人でドイツ CFC 税制の対象となるものは前述のとおり 8 条 2 項の動機テストによる免除を適用することができる。しかしながら、真正たる経済的活動とその所在地国における実体を証明するための非常に広範な文書化が必要となる。”

E 税制改正に向けた議論・展望

前述のとおり、ドイツでは OECD BEPS プロジェクトに関連して CFC 税制を改正するとのアナウンスはなされていない。また、一般的にドイツ政府は CFC 税制に改正の必要性がないものとして考えている。

一方で、ドイツ CFC 税制は 40 年以上前に導入されたもので最も古い CFC 税制の一つであり、25% のトリガー税率などいくつかの規定について、時代に即したものでないとの見解もある。

CFC 税制に対する納税者サイドからの批判としては、トリガー税率を見直すべき(世界的な法人税率の低下傾向を考慮すべき)、外国会社から配当を受領した場合の二重課税を排除すべき、制度(条文)が複雑すぎる(例外の例外の例外等)、納税者の立証責任が重すぎる、能動的活動のリストが古い、少額適用除外ルールの閾値が低すぎる、営業税についても外国税額控除を認めるべきといった声があるが、具体的に改正案につながるレベルまでには至っていない。

03 OECD BEPS プロジェクト行動計画 2 および行動計画 4 への対応

2013 年 6 月 26 日付の相互支援指令法(Mutual Assistance Directive Act)により、OECD BEPS プロジェクト行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認)への対応策となる新しい条項がドイツ法人税法第 2 節第 8b 条第 1 項に導入された。

この条項は、配当またはこれに類似するゲインの分配につき、これらが分配法人の所得を減じない場合に限り、参加資本免税を認めている(いわゆる対応原則(Correspondence principles))。

新ルールは 2014 年以降に適用される。

この対応原則が 2014 年から考慮されない場合にも、どちらかといえば、おそらく、将来においてこの論点が税務調査の対象となり、追加の税負担および利息の支払いのきっかけとなりうるものと思われる。このため、既存/新規いずれのストラクチャーについても、それぞれ対応原則の検討が強く推奨される。

なお、ハイブリッド・ミスマッチに関する条項は現在のところ外国税法には導入されていないが、CFC 税制への将来の影響指摘する声もある。

“BEPS に関する興味深いトピックとしてハイブリッド・ミスマッチがある。ドイツの法人税法ではハイブリッド・ミスマッチの対応ルールがある。配当は原則免税であるが、たとえばルクセンブルクなどで損金算入されるのであれば課税するとしている。

このルールはまだ CFC 税制には導入されていない。CFC ストラクチャーのもとでハイブリッド要素を有していた場合にも今のところはこれを無視することができる。しかし、この点について CFC 税制を修正する議論が既に始まっているものと考えている。一定の影響があるものと考えているが具体的な修正案は把握していない。

能動的所得リストの第 8 号は会社からの分配を能動的な所得としている。一方で、ハイブリッド・ミスマッチへの対応条項がこの条項に導入されたとしたならば、たとえば分配国で損金算入されない場合に限り能動的な所得とするなどとなるかもしれない。”

III. 英国

01 英国における OECD・BEPS プロジェクトへの対応状況の概要

英国の CFC 税制は 1984 年に導入され、2012 年財政法における抜本的な見直しにより現行の CFC 税制に改正された(新 CFC 税制)。新 CFC 税制は OECD・BEPS プロジェクトへの対応としてではなく、2 つのきっかけに基づき導入されたと考えられている。1 つはキャドバリーシュウェップス判決(後述)を受けて EU 法との調和を図ろうとする動きであり、もう 1 つはハーネットレビューと呼ばれる英国をビジネス遂行により良い環境を提供しようとする動きである。

英国政府は、OECD BEPS プロジェクトへの優先度に関する公開文書の中で、今後の改正について、“主たる改正を完了したところであり、英国法制のさらなる大きな変更は予期されていない”と述べており、主要政党もまた現行の CFC 税制を評価していることから、英国の政策アジェンダに大きな変更がない限り、OECD BEPS プロジェクトへのさらなる対応であるかを問わず、CFC 税制の改正または修正は想定しがたいのが現況である。

OECD BEPS プロジェクト行動計画 3(ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認)に関しては、採用すべきアプローチについての諮問文書³³が 2014 年 12 月に公表されている。行動計画 4(利子損金算入や他の金融取引の支払を通じた税源侵食の制限)へのアプローチに関する文書は現在のところ存在しない。

02 CFC 税制

1 英国 CFC 税制

A CFC 税制導入の経緯・目的

英国の CFC 税制は、「軽課税地域の子会社における所得の蓄積...及び事業利益を人為的に英国からそのような法人に移転させることによる租税回避行為³⁴」への対策として 1984 年に初めて導入された。それ以降、多国籍企業グループがその利益の所在地を人為的に英国国外に置くことを防ぐことによって税収を確保することが、同税制の本質的な目的となっていた。

英国財務省(HM Treasury)と英国歳入関税庁(HMRC)が共同発行した諮問文書「国外企業利益の課税: 審議文書(Taxation of companies' foreign profits: discussion document)」からの以下の抜粋に、CFC 税制の歴史的経緯と過去の CFC 税制の適用の基礎となっていた事業体課税からの変更について見ることができる³⁵。

これらのルールは当初、CFC が法人として査定され、利益は大まかな免除規定の一環として免除対象となるか、その全部が課税対象となるかの「オール・オア・ナッシング」アプローチに基づくものであった。この方式は当初、事業によく適合し、政府の目標を達成するための実務的な方法と考えられた。

しかし、貿易ルールの自由化、規制の改正、商慣習と技術の開発による累積効果により、CFC 税制は企業及び政府のいずれの利益にも合致しないものとなってきた。企業の観点からは、「オール・オア・ナッシング」アプローチには潜在的なリスクが必然的に伴う(利益がある会計期間において免除規定の条件を満たすかどうかで、その全部が免税又は課税となるため)。さらに、長年にわたって行われた数々の修正がルールを複雑化させ、その背後にあるポリシーを曖昧にしたというのが企業の見方であった。

³³ “Tackling aggressive tax planning: implementing the agreed G20-OECD approach for addressing hybrid mismatch arrangements“

³⁴ “Taxation of International Business: Consultation paper“ by the Board of Inland Revenue, December 1982

³⁵ Paragraphs 4.1 to 4.3, page 17 of “Taxation of companies' foreign profits: discussion document“ published by the HM Treasury and HM Revenue & Customs, June 2007

変化する事業環境及び税収確保の必要性に見合うよう現行税制を改善する困難さが、税制改正に向けた最初の動きをもたらした。また、より抜本的な改正の時を迎え、CFC 税制を導入している他の主要国（フランス、ドイツ、米国）の経験からも、今後も CFC 税制に一定の役割があることは明らかである一方で、人為的な租税回避行為を防止するという本来の目的から行き過ぎることがないよう、政府が認識する必要性も確認されている。

また、特定の国外所得のストリームのみを課税し、その他は免税とする純粋なインカムアプローチは、改正プロセスの初期段階において、英国政府によって却下された³⁶。このアプローチによって、財政当局が、対象となる所得のストリームに照準をあて、法人アプローチよりも的を絞ったアプローチが原則的には可能となることを英国政府は認めたものの、想定される複雑さ及び企業にとってのコンプライアンス上の負担を考慮した結果、これを却下した。さらに、インカムアプローチを遵守するための情報収集には、現行の会計システムを変更する必要がある、非常にコストがかかることを多くの企業が指摘した。

このため、英国は、法人レベルでの一定の免除規定の維持及び人為的な国外移転のリスクが高い所得に注意を向けつつ、「外国子会社に対するより帰属主義的な課税アプローチ」を模索することとなった³⁷。

政府は 2010 年 11 月の諮問文書 (Part IIA: Controlled Foreign Company (CFC) reform)³⁸ の中で、英国の競争力を高めるためには、課税ベースの確定にあたり、企業グループの全世界所得を英国に帰属させるのではなく、英国での活動から生じた利益に対する課税に焦点を移すべきである、と述べている。さらに、帰属主義的な税制に移行することで、現代ビジネスの現実がより良く反映され、英国を拠点とするビジネスが競争力を持ち、英国における投資と雇用の拡大に繋がるであろうと述べている。

政府は同文書³⁹ の中で、より帰属主義的なアプローチに基づく CFC 税制に以下の点を求めた。

- 英国での事業活動及び利益への課税が公平となるよう、人為的に移転された英国の利益に焦点を当てて CFC 税制を適用する。
- 英国の課税ベースが浸食されない限り、国外所得は免税とする。その際、国外での純粋な経済活動から生じた所得を対象としない。

かかる審議を経て、より帰属主義的なアプローチに基づく英国新 CFC 税制は 2012 年 7 月 17 日に 2012 年財政法 (Finance Act 2012) として成立した。

B 英国 CFC 税制の概要

英国 CFC 税制の概要を図示したものが<図 1>であり、新 CFC 税制の特徴であるゲートウェイテストの概念について図示したものが<図 2>である。

英国 CFC 税制では、ゲートウェイテストを通過した所得があり、かつ、CFC が適用除外対象でない場合に、25%以上の持分を持つ法人が課税対象とされる。

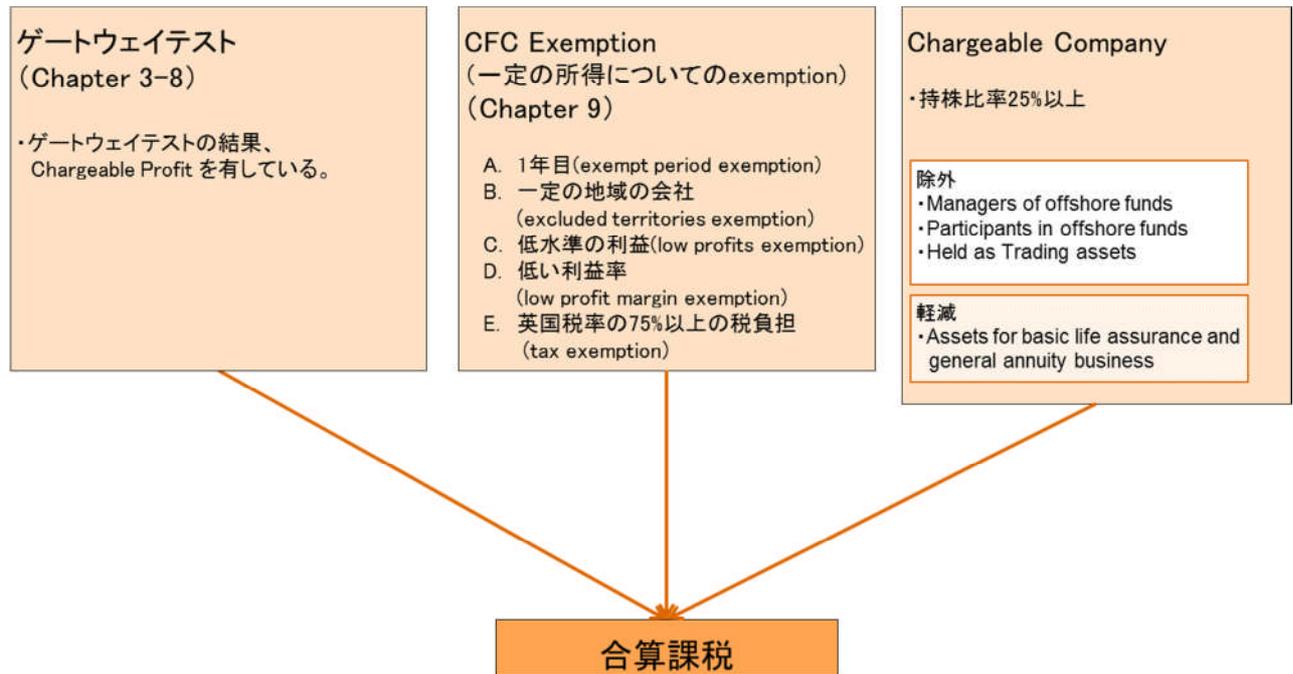
³⁶ Paragraph 2.7, page 7 of "Proposals for controlled foreign companies (CFC) reform: discussion document" published by HM Treasury and HM Revenue & Customs, January 2010

³⁷ Page 2 of Open letter to The Hundred Group "PBR announcement: Future direction of travel for taxing foreign subsidiaries", 24 November 2008

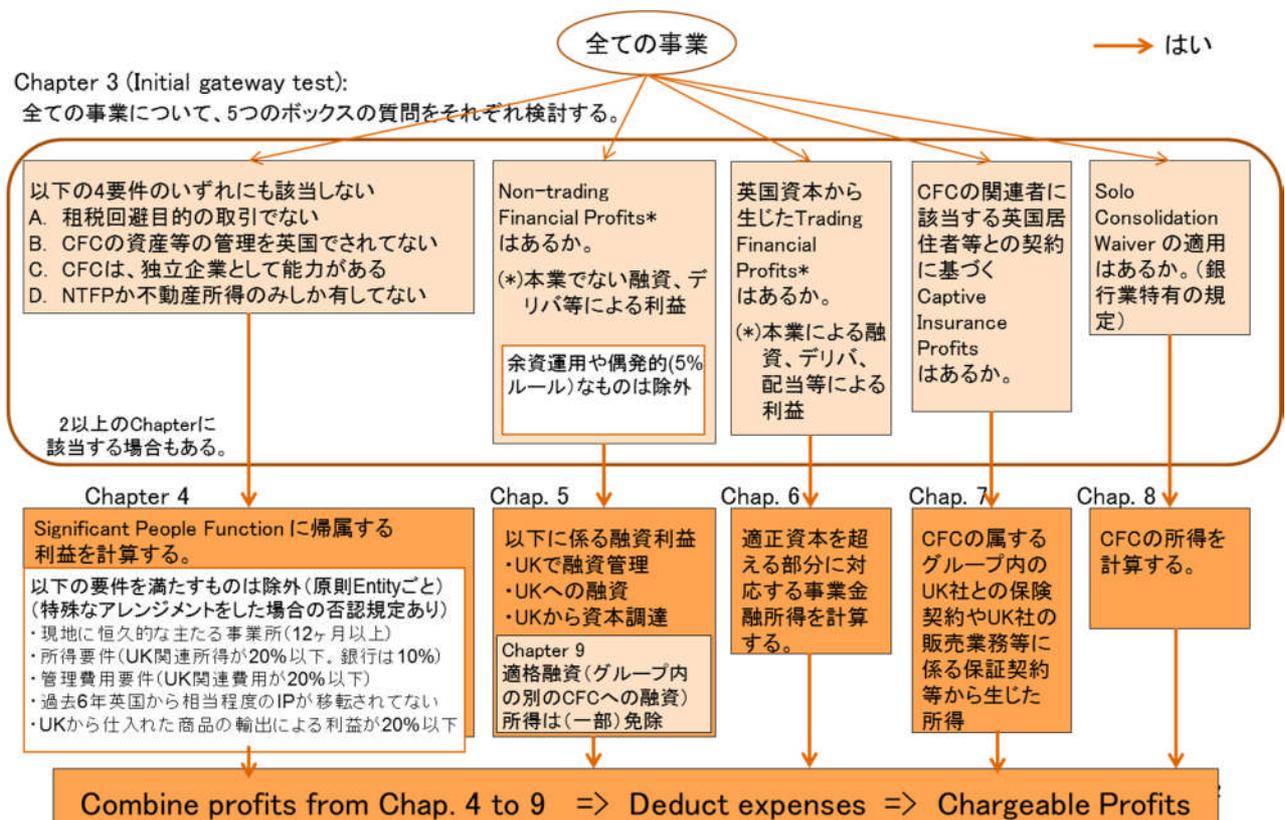
³⁸ Paragraph 1.4, page 25 Part IIA of "Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system", November 2010

³⁹ At paragraph 1.5, page 25 Part IIA of "Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system", November 2010

<図 1>



<図 2>



C ゲートウェイテストの導入

新制度は、CFC 税制の適用を判定するゲートウェイテストの概念を導入した。これは、CFC 税制上において、英国から国外に人為的に移転された所得を定義することが目的であった。

ゲートウェイテストの目的は、英国から人為的に移転された利益だけが CFC 税制の対象となることを明確にすることである。ゲートウェイテストは、企業が「重要な人的機能 (Significant People Functions: SPFs)」に基づいた分析を実施することなく、その外国子法人の事業所得が CFC 税制の対象になるかどうかを判定できるようにすることを意図したものである⁴⁰。

新 CFC 税制では、CFC が英国管理資産及びリスクを有していない場合には、CFC 税制に服する CFC の課税利益の額 (英国居住者の機能に関連付けられる利益) を決定する第 3 章および第 4 章のゲートウェイテストをその CFC の事業利益は通過しない。また、別の規定でも、同様に、英国から人為的に移転するものとされる税務上の利益のみを対象としている。本質的に、英国から移転された利益がない場合には、CFC のいかなる利益も英国では課税されないことになる。

このため、CFC 税制を個別で見ると場合には、英国の立地競争力の観点から低税率国への機能移転のインセンティブとなる見解もありうる。しかしながら、新 CFC 税制の導入は英国法人税制の改正のうち一部に過ぎず、政策パッケージ全体としてみた場合には、パテントボックス税制や R&D 減税制度など英国での機能を魅力的なものとする手当てが別途なされているものと考えられている。

D CFC の定義

CFC とは、英国を居住地国としない法人で、英国の居住者に「支配 (Control)」される法人と定義されている (新 CFC 税制第 1 章 371AA 第 3 項)。「支配」の概念は第 18 章において規定されており、以下のいずれかの場合とされている。

- 法的支配: 英国居住者の要請により

外国居住法人の株式の保有又は議決権の保有を通じて、若しくは
外国居住法人の定款又は法的文書によって与えられた権利に基づいて、
外国居住法人の業務が実行される場合

- 経済的支配: 英国居住者が外国居住法人の以下の権利の過半数を持つ場合

持分売却による収益
分配による収益
会社清算の際に分配される資産

- 40%テスト

法人を 2 者で支配している場合で、一方が英国居住者で、少なくともその 40% の持分、権利、権限を保有しており、かつ、もう一方が英国非居住者で、持分、権利、権限を 40% 以上 55% 未満保有している場合
--

⁴⁰ Page 5 of “Controlled Foreign Companies (CFC) reform: a Gateway update“, March 2012

- 会計上の支配テスト

FRS2 (Financial Reporting Standard、財務報告基準)に照らして、ある法人の親法人であり50%規定を満たす場合

なお、2012年財政法以前の制度では、低税率テスト(Lower level of tax test)がCFCの定義の中に含まれていたが、新税制の下では、法人レベルの適用除外規定の中に組み込まれている。これは、従前の税制の下では低税率テストの適用によりCFCではないと判定される法人も、新税制の下ではCFCに該当することを意味する(ただし、適用除外規定により免税となる)。

なお、支配の概念については、資本関係以外にも、資金関係や資産の支配等の経済的な実態も検討する必要がある。なお、銀行借入金は支配を検討する上での対象からは外されている。⁴¹

E CFC税制の対象となる納税者

CFCの持分を有する英国居住法人は、CFC税制のゲートウェイ規定を通過した課税利益で免税対象ではないものについて合算課税に服する。

なお、2012年財政法以前の制度と同様に、課税対象利益の25%以上が英国居住法人に割り当てられた場合には、当該英国居住法人に帰属する利益に対する法人税から、CFCが負担した税額(CFCが英国法人であれば外国税額控除が可能な税額)を控除した金額が合算課税される。

a CFC合算課税額

新CFC税制第2章371BCはCFC課税手順(Charging the CFC charge)の概要について規定しており、CFC合算課税額は以下に掲げる(a)の金額から(b)の金額を控除することにより計算されることとされている。

- (a) CFC課税を受ける法人に割り当てられたCFCの課税利益に対する法人税額
- (b) CFC課税を受ける法人に割り当てられた控除可能な税額

なお、適用税率は、CFC課税を受ける法人のCFCの事業年度終了の日を含む事業年度における課税所得に対して適用される法人税率である。

b 課税利益と控除可能な税額の割り当て

通常、割り当てられる課税利益と控除可能な税額は、保有する普通株式の割合に応じて計算される。ここで、“普通株式”とは株主が受けることができる権利の内容が1種類の発行済株式でなる。

ただし、CFC合算課税を回避又は減少させることを目的として株式の保有割合を取り決めた場合には、租税回避防止規定により、保有する普通株式の割合に応じて割り当てられるのではなく、公正かつ合理的な基準に基づいて割り当てが行われる。

⁴¹ 貸付と支配の関係について、現地ヒアリングでは“改正の検討段階では、仮に銀行業界に(貸付を支配とするルール)が適用された場合、銀行借入金が総資産の重要な部分を占めている会社は無数とあるため、銀行業界におけるCFCの範囲が拡大してしまうおそれがあった。結果として、銀行借入金については、支配(Control)を検討する上での対象からは外されている。ただし、たとえば清算時における資産の支配率等も支配を測る尺度となるので、実務面の困難は残っている。ただし、会社としては、会計上の連結範囲とCFC税制での支配は概ね一致するものであるものと考えている。”との見解が聞かれた。

c CFCに関連する持分

CFC 税制上、CFC の持分の定義は広範囲なものとなっている。通常は、保有株式が CFC の持分に該当することになるが、さらに、CFC 税制における「支配」の考え方に基づいて、ある者が議決権又は配当を受ける権利を有している場合、自己のために会社の収益又は財産を使われることが保証されている場合、又はその者が会社を支配している場合には、その者は会社の持分を保有していると考えられる。

CFC に関連する持分に係る規則により、CFC の持分について、ある企業グループ内において CFC の持分を保有する英国居住法人が特定され、その結果、当該英国居住法人に CFC 税制が適用されることとなる。例えば、英国法人 2 社(英国法人 1 及び英国法人 2 とする)が CFC の持分を保有している場合において、英国法人 1 は CFC の持分を直接保有し、英国法人 2 は英国法人 1 を通じて CFC の持分を保有しているときは、英国法人 2 のみが CFC の関連する持分を保有していることとなる。

d 控除可能な税額

控除可能な税額とは CFC が負担した税額であり、CFC 合算所得に対する英国の法人税から控除することが可能となるため、CFC 合算課税額は減少又はゼロとなる。当該控除可能な税額は、以下に掲げる金額の合計額である。

- CFC の課税利益に対して課される外国税額で二重課税排除のための外国税額控除の対象となるもの
- CFC に支払った際に源泉徴収された英国の源泉税で、CFC が英国居住法人であると仮定した場合に、CFC の課税利益に対して課される法人税から控除することが可能となるもの
- 英国の所得に対する税又は法人税で、CFC の課税利益に対して実際に課税されたもの
- CFC の課税利益について、英国以外の国・地域における CFC 税制の適用により支払った CFC 合算課税額

F CFC 課税利益

新 CFC 税制第 2 章 371BA は CFC の課税利益 (Chargable profits) の概要について規定しており、CFC の利益が英国の CFC 課税の対象となるのは以下の場合とされている。

- 課税利益が CFC 税制のゲートウェイテストを通過し、かつ
- 課税利益が免税対象ではない場合 (適用除外に該当しない場合)

CFC の課税利益は、ゲートウェイテストを通過した利益であり、英国税制を基礎として一定の調整 (キャピタルゲインの除外等) を加えて算定される。具体的には、

- ゲートウェイテストを通過したみなし総利益 (Assumed total profits) で、
- 公正かつ合理的な基準に基づいて総利益から控除される金額 (例えば マネージメントフィー等) を控除した後の利益

として計算される。みなし総利益は、特定の収益項目から費用項目を控除 (マネージメントフィー等、総利益から控除することが可能な項目を控除する前) したのとなっている。

G CFC 課税ゲートウェイ（課税対象所得の分類）

潜在的に CFC 課税の対象となるのは CFC 税制におけるゲートウェイテストを通過したみなし総利益 (Assumed total profits) であり⁴²、ゲートウェイを通過しなかった所得は、CFC 税制の適用対象とはならない。

新 CFC 税制第 2 章 371BB は CFC 課税ゲートウェイの概要について規定しており、その事業年度における CFC のみなし総利益が CFC 課税ゲートウェイを通過する程度は次のステップで決定されるものとしている。

ステップ 1

第 3 章の規定に従い、その事業年度について第 4 章から第 8 章までのいずれが(もしあるならば)適用されるかを決定する。いずれの章も適用されない場合には、CFC のみなし総利益の全部が CFC 課税ゲートウェイを通過せず、ステップ 2 の検討に及ばない。

ステップ 2

CFC のみなし総利益がその事業年度に適用される各章にどの程度該当するかを決定する。いずれかの章に該当する場合に限り、CFC のみなし課税利益は“CFC 課税ゲートウェイを通過する”とされる。

ゲートウェイを通過するルートは主として 5 つある。第 1 のルート(第 4 章⁴³)は、CFC の事業利益に関するもの(非事業金融利益及び不動産事業利益を除く)であり、他の 4 つのルート(第 5 章から第 8 章)は、CFC の金融利益に関するものである。なお、第 6 章から第 8 章は、一般的に金融サービスセクターの企業グループのみに適用される。

上記の詳細なゲートウェイテスト(第 4 章から第 8 章)に進む前に、当該ゲートウェイテストを検討する必要があるかどうかを規定する予備的ゲートウェイテスト(第 3 章)が設けられている。第 3 章には、第 4 章から第 8 章に分類される利益の種類と、これらの章の規定を適用するために満たすべき条件が記載されている。なお、ほとんどの CFC は、第 3 章の規定により先の CFC 税制を考慮する必要がないというのが英国歳入関税庁の見解である。

第 3 章のゲートウェイテストの結果、第 4 章から第 8 章のいずれにも該当しない場合には、CFC 課税利益はないことになる。一方で、第 4 章から第 8 章のいずれかに該当する場合には、みなし総利益の合計がその CFC の課税利益となる。

ゲートウェイテスト適用の代替案として、法人レベルでの適用除外規定を直接検証する方法もある。適用除外規定を満たした場合には、CFC 課税利益が生じないため、第 3 章から第 8 章の適用を検討する必要はなくなる。

a 第 3 章の意義：予備的ゲートウェイテスト

第 3 章では、CFC の所得がどの所得として課税されるべきかを規定する予備的ゲートウェイテストが規定されている。

⁴² S371BA(3)(a) TIOPA 2010

⁴³ References to chapters of Part 9A TIOPA 2010, as inserted by Finance Act 2012

b 第4章が適用される場合：英国の重要な人的機能に帰属する利益

(Profits attributable to UK Significant People Functions)

第3章 371CAの規定によれば、CFCの事業年度について以下の条件のうちいずれか1つが満たされる場合を除き、第4章が適用される。つまり、以下のAからDの条件のうちいずれかに該当する場合には、第4章に基づくCFC課税の適用対象外となる。

条件 A - その事業年度のいかなる時においても、CFC が以下のいずれも満たすアレンジメントの下で資産を保有したり又はリスクを負ったことがない場合⁴⁴

- そのアレンジメントの主たる目的または主たる目的の一つが英国の租税を回避することであり、そのアレンジメントの結果、CFCの事業利益が、そうでない場合に比べて高まることが期待されること、及び
- そのアレンジメントの結果、ある国や地域の法律の下で、租税債務の軽減又は免除されることが見込まれており、それ以外の目的では当該アレンジメントが行われなかったであろうと合理的に推定されること。

主目的テストの証明に関して明確な基準は定められていない⁴⁵が、主目的または主たる目的の一つが租税回避であるかどうかの判断には、たとえば、ふさわしい人的/物的資源、事業ネットワーク、良好な法的環境の豊富さなどの要素が影響するものとされている。

なお、主目的テストは多分に主観的であるため、納税者が実務上このテストを単独で用いることは少ないものと理解されている。

条件 B - 英国管理資産及びリスクを有していない場合

資産又はリスクが英国の管理下にあるとは、当該資産の取得、創設若しくは開発、又は当該リスクの引き受けもしくは負担の相当部分が、(英国の恒久的施設を通じてではなく)CFC自体の英国における活動(UK Activity)又は当該CFCの関係法人の英国における活動(第三者間価格で取引されてる場合を除く)によって、管理又は支配されている場合をいう。

(a)資産の取得や開発または(b)リスクテイクが、英国における活動を通じてほぼ管理支配される場合には、資産やリスクが「英国により管理」されているものとして取り扱われる。一方で、CFCの資産及びリスクに関する日々の意思決定が英国で実行されていない場合には、Bに該当し、第4章は適用されないことになる。

条件 C - CFC が英国での資産管理又はリスク管理を必要とせずに商業的に有効である場合

条件 D - CFC のみなし総利益が以下によってのみ構成されている場合

- 非事業金融利益 (Non-trading finance profits)
- 不動産事業利益

⁴⁴ <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140206234007/http://www.hmrc.gov.uk/drafts/chapter-3-update.pdf>

⁴⁵ 現地ヒアリングでは、“主目的テストは主観的なものであり、証明が難しく、HMRCから全ての電子メールを開示するよう要求されたこともある。電子メールはその決断がなされた理由についてしばしば良い示唆を与えるものであり、決断の全部がクライアントの税務部門の人々によってなされた場合には、HMRCは当然これを疑問視するだろう。一方で、行為について規制上の理由がある場合には、事業上の目的を示す際にはやはり好都合となる。”との事例が聞かれた。

c 第5章が適用される場合: 非事業金融利益 (Non-trading finance profits)

第3章 371CB は、CFC が非事業金融利益を有する場合にその事業年度について第5章が適用されると規定している。

なお、CFC により行われる非事業利益 (No trading profits) 目的の CFC により行われる (UK または海外の) 不動産事業目的の投資は第5章に該当する。第8章に規定する (Solo consolidation) については第5章の適用範囲から除外されている。

非事業金融利益のみを有する CFC は、第3章における第4章適用要件の D を満たすことから、第4章の適用はなく第4章から生ずる課税所得を有しないことになる。ただし、非事業金融利益が第5章に抵触する場合には、第5章の規定により課税される。

第5章 371EB は、第5章が適用される範囲の決定について、第4章 371DB におけるステップ 1 から 5 およびステップ 7 を、371DB におけるみなし総利益を非事業金融利益と読み替えて適用するものと規定している。

なお、リース業の利益については、英国での活動があり、かつ、英国からの利益の移転がある場合には、第4章の適用が予想されるものの、第5章の適用となる可能性もあると考えられている。

d 第6章が適用される場合: 事業金融利益 (Trading Finance profits)

第3章 371CE は、CFC が、事業金融利益を有しており、かつ、英国に関連する出資 (Capital) から (直接あるいは間接的に) 生じた資金又はその他の資産 (Funds or other assets) を有している場合に、第6章が適用されると規定している。事業金融利益の概要は以下のとおりである。

英国に関連する出資とは、CFC と関連している英国居住法人による (直接あるいは間接的な) CFC の株式の取得又はあらゆる種類の出資を含む。

グループ金融法人は、その事業金融利益を第5章に規定される非事業金融利益として取り扱うことを選択できる。これにより、第6章の事業金融利益には適用されないが、第5章の非事業金融利益に対して適用される一定の除外規定を適用できる可能性がある。

事業金融利益が、第3章を通過した場合には、第4章と第6章がともに適用される。ただし、同一所得を二重に課税することになるため、税額を算出する際には、一方の章のみが適用され、これらが同時に適用されることはない⁴⁶と理解されている。ただし、法律上、この点について明確に言及した条項はない。

e 非事業金融利益と事業金融利益の区分

第5章および第6章に関して、非事業金融利益 (Non-trading) と事業金融利益 (Trading) の区分については、アクティブ所得とパッシブ所得の区分として理解するのがおおむね妥当な考え方であるとされている。

⁴⁶ 現地の実務者の見解として、このようなケースはレアケースであるとしつつも、この点についての HMRC の姿勢からすると、“金融業を行う CFC を例にとり、たとえば、貸付金利息について、第6章の規定を適用したならば 300 万 £ の利息が超過資本に由来するものとして課税ゲートウェイを通過するものと判断され、第4章の規定を適用したならばそのうち 100 万 £ が英国の SPFs に帰属するものとして課税ゲートウェイを通過するようなケースでは、(双方の規定が適用されるのではなく) 第6章の規定のみが適用され、300 万 £ が課税ゲートウェイを通過する”と考えるようである。

たとえば、債券利息、株式配当、キャピタルゲインなどが非事業金融利益とされるか事業金融利益とされるかどうかについては、ケース固有の事実と環境に照らして判断されている。その際に最も重要視される要素は、その納税者の行う活動と取引の全体的な性質とされており、とりわけ、その納税者がアクティブ（たとえばトレーディングなど）な事業を行っているかどうかであると理解されている。

非事業金融利益 (Non-trading) と事業金融利益 (Trading) の区分について、現地ヒアリングで聞かれた見解を一部引用する。

“一般的には、金融業を行う場合には、**Trading** とみなされる傾向にあり、金融業以外の事業を行う場合には、**Non-trading** とみなされる傾向にある。”

“リース所得は一般的に **Trading** 所得とみなされる。**Trading/Non-Trading** の区分は、英国では何百年とつづいてきたものであり、現代のビジネスにはそぐわない点も多い。しかし、英国政府は、この区分を廃止すると、より多くの所得アイテムが同一の区分へ入ることになり結果として収入が減少すると懸念しており、気乗りはしていない、”

“**Trading/Non-Trading** の区分については、英国では非常に古い税務上の先例がある。これらの事例のいくつかは現実のビジネス環境に適用することは難しく、明確な線引きとなるテストも存在しない。大半の場合、**Trading** 事業か **Non-Trading** 事業かを示すことは可能であるが、時折、その会社が **Trading** であるか **Non-Trading** であるかについて、**HMRC** と長い議論がなされる。”

f 第 7 章が適用される場合: 自家保険事業 (Captive insurance business)

第 3 章 371CF は、事業年度を通じて **CFC** の事業における主要部分が保険業であり、かつ、**CFC** のみなし総利益が次に規定する金額を含む場合に、第 7 章が適用されると規定している。

- (a) 次の者と締結された保険契約
 - 英国居住者である法人でその **CFC** と関連するもの または
 - 英国居住者ではない法人で、英国 **PE** を通じて、その **CFC** と関連するもの
- (b) 保険契約で次のもの
 - 英国居住者である個人と締結されたものであり、かつ
 - (直接または間接に) 英国の関連法人 (**UK connected company**)⁴⁷ による英国居住者である個人に対する物品またはサービスの提供に関係するもの

なお、一般的な保険業の利益については、自家保険が第 7 章で規定されていることから、英国 **CFC** 税制による課税がなされる場合には第 7 章の適用が想定されているものの、事実と環境によっては、第 4 章が適用される可能性もあると考えられている。

g 第 8 章が適用される場合: ソロコンソリデーション (Solo consolidation)

第 3 章 371CG は事業年度を通じて次の **A** または **B** を満たす場合に、第 8 章が適用されると規定している。

⁴⁷ 英国の関連法人 (**UK connected company**) とは、英国居住者である法人でその **CFC** と関連するものおよび英国居住者ではない法人で英国 **PE** を通じてその **CFC** と関連するものを意味している。

- 条件 A
 - CFC が FSA Handbook の BIPRU2.1 に規定する solo consolidation waiver の対象となる子会社であり、かつ
 - 当該 Waiver に係る CFC の親会社が英国居住法人である場合
- 条件 B
 - CFC が(単独または別の者とともに)当該 CFC 持分を有する英国銀行に支配されており、
 - 当該英国銀行がその資本につき FSA ハンドブックの要件を満たさなければならず、
 - 当該英国銀行が FSA ハンドブックの要件を満足しているかどうかを決定するに際し、CFC 持分の価値下落の(全てまたは大半)が無視されており、かつ
 - CFC 持分を有する当該英国銀行の主目的または主目的の一つが、自身または関係法人について税制上のアドバンテージを得ることである場合

H CFC 税制の対象となる所得の決定・計算方法

第 3 章により、第 4 章から第 8 章のいずれが適用されるか決定された場合には、ゲートウェイテストを通過し CFC 課税利益を構成する CFC の利益金額について各章の規定により検討する必要が生じる。

第 2 章 371BA 第 3 項は、CFC 課税利益を、CFC 課税ゲートウェイを通過するものに限定した場合におけるその事業年度における CFC のみなし課税利益と定義しており、CFC のみなし課税利益のうち各章のいずれかの規定により課税ゲートウェイを通過した部分が、第 2 章 371BC に示される CFC 課税手順により、各法人に割り当てられ、合算課税されることになる。

a 第 4 章が適用される場合: 英国の重要な人的機能に帰属する利益

第 4 章が適用される場合には、その対象となる CFC の事業利益を決定しなければならない。これは、英国で遂行される重要な人的機能 (SPFs) に帰属する、CFC のみなし総利益に基づいて行われる。

なお、第 4 章 371DA 第 2 項は、第 4 章における CFC のみなし総利益を、“みなし総利益のうち非事業金融利益と不動産事業利益を除くもの”と規定している。

SPFs の特定に使われる原則は、2010 年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関する OECD 報告書に提示されている⁴⁸。概要としては、SPFs とは、法人の資産又はリスクに関する積極的な意思決定に関与する機能のことであり、従って価値を創出し利益をその法人に帰属させるような活動を意味する。

実務上、SPFs 分析は、非常に複雑となることから、企業は、英国に帰属する利益を CFC が有していないことを証明するよりも、法人レベルの適用除外の一つを満たす方が容易なケースが多いと考えられる。

英国の SPFs に帰属する CFC のみなし総利益の算出方法は以下のとおりである。⁴⁹

みなし総利益の算出方法(第 4 章)	
ステップ 1	CFC の利益を生み出している資産とリスクを特定する。
ステップ 2	利益への影響度が無視できるほど軽微である限りにおいて、その資産とリスクを除外する。
ステップ 3	

⁴⁸ <http://www.oecd.org/ctp/transferpricing/45689524.pdf>

⁴⁹ <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140206234008/http://www.hmrc.gov.uk/drafts/chapter-4-update.pdf>

<p>2010年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関するOECD報告書に提示されている原則を適用して、資産とリスクに関連したSPFsを特定する。</p>
<p>ステップ 4 SPFsのうち英国のSPFsを確定する。CFC又は関連法人(英国籍及び外国籍)によって英国で遂行されているSPFsが存在する。</p>
<p>ステップ 5 英国のSPFsはCFCの英国における恒久的施設で遂行され、残りはCFC自体が行っていると仮定する。そして、英国の恒久的施設に帰属される資産及びリスクの程度を決定する。</p>
<p>ステップ 6 英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクによって創出されたCFCの利益のCFCの利益金額に対する割合が50%未満である場合、その資産及びリスクを除外する。このステップは、英国での一定の活動が含まれる場合にのみアレンジメントを課税対象とする趣旨と解されている。</p>
<p>ステップ 7 CFCが英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクを有していないというベースで、CFCの利益を再度特定する(第4章の暫定利益を得るため)。</p>
<p>ステップ 8 以下の条件を満たした金額を第4章の暫定利益から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済価値の除外(Economic value exclusion)- 海外資産又はリスクの保有から生じる相当水準の非課税価値が存在する場合(HMRCのドラフトガイダンスによれば「相当水準」とは20%以上)。(371DD) ● 独立企業のアレンジメントの除外(Independent companies' arrangements exclusion)- 独立企業であれば同様のアレンジメントを行ったであろう場合。(371DE) ● 事業利益の除外(Trading profits exclusion)- 以下の条件を満たす場合の事業利益を除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所(Business premises)- 例えば、CFCの居住国にある事務所、店舗、工場、採掘又は建設用地で、CFCの活動の主要拠点をその居住地国に有する。 ■ 所得(Income)- CFCの事業所得の20%以下が英国居住法人又は恒久的施設から生じる(CFCがその居住国で製造した製品の販売を除く)。 ■ 管理費用(Management expenditure)- 英国関連の管理費用(英国で行われている管理のスタッフや機能に係る管理費用)が総管理費用の20%以下の場合。この条件は、他の全ての条件が満たされる場合には緩和される。なお、資産の取得・創出、開発やリスクの引受にかかる計画立案や意思決定に関する人員の費用も管理費用に含まれる。 ■ 知的財産(IP)- 過去6年間に於いて、英国から相当水準のIPが移転されていないこと。「相当水準」の定義はない。HMRCのガイドラインによると、IPが相当水準かどうかは個別ケースの事実や状況に依拠するが、概ねの目安は10%以上である。 ■ 物品の輸出(Export of goods)- CFCの事業所得に占める英国からの輸出品の割合が20%以下であること(CFCの居住国に送られる物品を除く)。 ● 租税回避防止(Anti-avoidance)- CFCが、事業利益除外のための要件を満たすことを主たる目的とする、事業の相当部分の組織組成又は組織再編を行う取り決めに関して、その当事者となっている場合は、当該事業利益除外要件は満たされていないものと見なされ、事業利益除外規定は適用されない。

このステップで言及される条項の趣旨は、全体として国外の環境で行われる事業活動については、英国親会社の関与がなく独立している場合には、英国CFC税制を適用しないことであり、英国CFC税制が明らかなブラックホールのみを課税対象としていることを端的に示している。

b 第5章が適用される場合: 非事業金融利益

第5章が適用される場合は、第5章に規定にするCFCの非事業金融利益を決定する必要がある。この場合のCFCの非事業金融利益とは、以下のいずれかから生じるものである。

- 英国での活動 – 第4章で英国SPFsに帰属する事業利益を特定した際に用いた手順と、同様の手順に従うことになる。しかし、ステップ6と8は適用されない。したがって、英国SPFsに帰属する一切の非事業金融利益が第5章に該当することになる。
- 英国からの資本投資 – 英国関連資金(funds)および資産。英国に関連する法人又は以前CFC税制の課税対象となった利益から直接又は間接的に行われた資本提供が含まれる。
- 英国居住法人への配当金に代わるアレンジメントで、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。
- 英国居住法人に対するファイナンスリースであって、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。

c 第6章が適用される場合: 事業金融利益

第3章の予備的ゲートウェイテストにより、第6章が適用されることとなった場合、第6章に規定する事業金融利益を決定する必要がある。この場合のCFCの非事業金融利益は、概ね以下のように算定される。

- ステップ1 – 適正な金額(Arm's length amount)を超える自由資本(Free (non-debt) capital)の金額を決定する。これは、英国から資金提供された超過資本分に限られる。
- ステップ2 – CFCが保険事業に従事している場合は、自由資産(Free assets)の金額が、当該法人がCFCでなかった場合に保有すると合理的に想定される水準を超えている場合に限り、その純資産を含める。
- ステップ3 – ステップ1とステップ2の余剰資本の投資又は活用から生じた利益は、第6章における事業金融利益とされる。

d 第7章が適用される場合: 自家保険事業 (Captive insurance business)

第3章の予備的ゲートウェイテストにより、第7章が適用されることとなった場合には、第7章に規定する保険事業の利益を決定する必要がある。この場合のCFCの保険事業の利益には、CFCの利益で次の金額が含まれる。

- CFCの保険事業から生じ、
- 第2項に該当し、かつ
- (適用可能な場合には)第7項に該当するもの

(直接または間接に)次の保険契約から生じる金額は第2項に該当する。

- (a) 次の者と締結された保険契約
 - 英国居住者である法人でそのCFCと関連するもの
 - 英国居住者ではない法人で、英国PEを通じて、そのCFCと関連するもの
- (b) 保険契約で次のもの
 - 英国居住者である個人と締結されたもの
 - (直接または間接に)英国の関連法人(UK connected company)による英国居住者である個人に対する物品またはサービスの提供に関係するもの

また、第 2 項(a)では、再保険契約については、オリジナルの保険契約が当該規定に該当する場合にのみ対象となるものとされている。

第 7 項は、CFC が European Economic Area (EEA) の居住者である場合またはその利益の金額が CFC の EEA 外 PE の活動から生じたものでないときに適用される規定であり、次の保険契約から(直接または間接に)生ずる金額が第 7 項に該当する。

- 保険契約者が、その保険契約を締結するにあたり、英国における税務以外の理由 (UK non-tax reason) がない場合
- その保険契約が再保険契約である場合において、そのオリジナルの保険契約を締結するにあたり、英国における税務以外の理由 (UK non-tax reason) がないとき

e 第 8 章が適用される場合：ソロコンソリデーション (Solo consolidation)

第 3 章の予備的ゲートウェイテストにより、第 8 章が適用されることとなった場合には、第 8 章に規定するソロコンソリデーションの利益を決定する必要がある。この場合の CFC のソロコンソリデーションの利益は、CFC のみなし総利益に含まれる金額で CFC の関連所得金額に含まれないものの全てをいう。

なお、関連所得金額とは、CFC が英国法人または英国銀行の英国外 PE であり、その CFC の事業年度が英国法人または英国銀行の関連する事業年度であるものとした場合における 2009 年法人税法 (CTA) 第 2 編第 3A 章の関連所得金額をいう。

I 所得算入のタイミング

CFC 課税は、CFC の事業年度に基づいて行われる。CFC 税制において、CFC の事業年度は以下の場合に開始する⁵⁰。

- 法人が CFC となった時、又は
- CFC の前事業年度の終了直後

CFC の事業年度は以下の場合に終了する。

- 法人が CFC でなくなった時。
- 居住地又は管理の場所を理由として、CFC がある国や地域の課税対象となった時又はそうではなくなった時。
- CFC がいかなる所得源泉も失った時。
- CFC に関連する持分を保有する法人が、その CFC の関連持分を全く保有しなくなった時又は法人税の課税対象でなくなった時。

英国法人税法上、事業年度の終了をもたらす一定の事象 (Corporation Tax Act 2009 ss10-12) が、CFC に対しても適用される。例えば以下のとおり。

- CFC の事業年度は 12 ヶ月を超えることができない。
- CFC の事業年度は当該 CFC が事業を停止した時に終了する。

関連持分を持つ英国居住法人の課税対象事業年度 (chargeable accounting period) が、CFC と同じである場合、ある課税対象事業年度における CFC 課税 (一定割合の CFC のみなし課税総利益に対する課税) は、その英国居住法人の同じ課税対象事業年度に対して課されることになる。

⁵⁰ S371VB(2) TIOPA 2010

しかし、CFCの課税対象事業年度が英国居住法人と異なる場合は、CFC課税(一定割合のCFCのみなし課税総利益に対する課税)は、CFCの会計期間終了の日を含む英国居住法人の課税対象会計期間に対して課されることになる。

J 適用除外

a 適格融資契約から生じる利益の適用除外(第9章)

適格融資契約から生じる利益は、一定の要件を満たした場合には適用除外規定により免税となる。

適格融資契約(Qualifying loan relationships)⁵¹から生じる利益とは、究極の債務者が以下に該当する場合の、関係会社間貸付に関して債権者であるCFCに生じる利益である。

- 究極の債務者がCFCを支配する英国居住法人によって支配されている⁵²
- 究極の債務者が、英国に恒久的施設を有しない外国法人である、又は、英国法人税法上で免税となる国外恒久的施設である⁵³(ただし、究極の債務者が英国居住者でなければ、英国居住法人を経由する融資は認められる)

適格融資契約に関するいずれかの適用除外に該当するためには、CFCはその居住地域に事業所を有していなければならない。

適用除外(第9章)は以下のような場合であり、英国法人税申告書における適用申請が必要となる。

- (a) 適格原資から拠出された融資(Loans funded out of qualifying resources)
- (b) 75%免税(The 75% exemption)

(a) 適格原資から拠出された融資

適格融資契約の利益は、適格融資契約が適格原資から拠出されたものである限り、全額免税となる。概要としては、適格原資は、それがグループの所有であった期間において、海外事業によって生み出された価値に相当する金額とされており、以下のものが含まれる。

- CFCの同地域での融資その他の活動から生じた利益
- グループによる第三者非償還株式(Third party irredeemable share)の発行

融資の全額が適格原資から拠出されている場合は、当該融資契約からの利益の全額が、CFC課税上において免税となる。しかし、例えば融資の80%が適格原資から拠出されている場合は、利益の80%相当分のみが免税となる。

適格原資による免税の申請が行われた場合で、当該融資に占める適格原資の割合が100%に満たない場合は、その残余部分について75%免税を適用することはできない。つまり、適格原資による免税又は75%免税は、いずれか一方についてのみ申請されなければならない、両者を組み合わせて申請することはできない。したがって、適格原資からの拠出割合が75%以上である場合のみ、適格原資による免税が申請されることが見込まれる。

なお、CFCの課税ゲートウェイを通過する非事業金融利益については、第5章の適用があるため、第9章の適格原資から拠出された融資についての免税が適用されうるとされている。第9章のガイダンス

⁵¹ S371IG TIOPA 2010

⁵² S371IG(8) TIOPA 2010

⁵³ S371IH TIOPA 2010

ス草案でも同様の見解が示されている。ただし、第 6 章についての言及はないため、第 6 章の適用となる事業金融利益については、当該免除の適用はない。これは、内部向けの金融エンティティが英国税上トレーダーとならないことを見込んだ取扱いである。

(b) 75% 免税

適格融資契約が、適格原資による免税規定に該当しない場合、当該融資契約から生じる利益の 75% が免税対象となる。

b 法人レベルでの適用除外 (Entity level exemptions)

CFC 税制におけるゲートウェイテストを通過した利益は、それが免税とならない限り、CFC 課税の対象となる。納税者は、ゲートウェイテストを実施する代わりに、法人レベルの適用除外を申請することができる。

(1) 適用猶予期間 (The exempt period exemption) (第 10 章)

法人が初めて CFC となった場合、当該 CFC となった日から 12 ヶ月間 (又は HMRC の裁量により延長可) CFC 税制の適用は猶予される。

法人が初めて CFC となる例としては、以下の 3 つの場合がある。

- 英国居住法人により新たに設立された外国子法人。
- 外国グループ法人の外国子法人で、そのグループの親法人が税務上の居住地国を英国に移した場合。
- かつて国外所有であった外国法人が、英国に親法人を持つグループに買収された場合。

適用猶予期間に該当するためには、法人は、猶予期間直後の会計期間において、CFC 課税の対象となっていない状態で CFC を引き続き有していなければならない⁵⁴。

(2) 適用除外地域 (The excluded territories exemption) (第 11 章)

適用除外地域の規定は、旧 CFC 税制の下での適用除外国基準 (Excluded countries regulations) に類似するが、その詳細は大きく異なっている。

適用除外地域規定の下では、英国の法人税と概ね同程度の税率で利益への課税がなされる国や地域に居住する CFC で一定の要件を満たした場合に、CFC 課税を免除される。なお、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住地国とする CFC には、簡便的な適用除外地域規定を適用することができる。

基本ルール

CFC の会計期間に適用除外地域規定が適用されるのは、以下の要件を満たす場合である。

- (a) 当該会計期間に CFC が適用除外地域に居住している
- (b) 所得条件が満たされる
- (c) IP 条件が満たされる
- (d) 租税回避防止規定が適用されない

⁵⁴ S371JB(2) TIOPA 2010

(a) 適用除外地域 (Excluded territories)

適用除外地域とは、法人税率が英国と概ね同等である国や地域である。該当国や地域のリストは、**The Schedule to The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012** の **Part 1** に記載されている⁵⁵。さらに、同 **Part 2** の条件も満たされなければならない。

(b) 所得条件 (The income condition)

所得条件が満たされるのは、当該会計期間における **CFC** の一定所得が、以下 **2** つのうちいずれか大きい方を下回る場合である。

- **CFC** の会計利益の **10%**
- **5** 万ポンド (会計期間が短い場合は相応に減額)

一定の所得とは、「**CFC** の居住地国・地域での課税を免除されているもの」、「**CFC** の居住地国・地域で免税期間 (**Tax holiday**) の対象となっているもの」、「**CFC** の居住地国・地域で課税されているが当該 **CFC** と関連する者が直接的又は間接的に当該租税の払い戻し又は控除を受け取る権利を有している場合」等が該当する。

(c) IP 条件 (The IP condition)

この条件は、過去6年間に、相当水準の **IP** が英国から移転又は持ち出されていない場合に満たされる。

(d) 租税回避防止 (Anti-avoidance)

CFC が、その会計期間中、税務上の有利な取り扱い (**Tax advantage**, **CTA 2010 s1139** に定義) を受けることを主目的とした取引に関与した場合は、適用除外地域の規定は適用されない。

簡便的な適用除外地域規定 (Simplified excluded territories exemption)

オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住国とする **CFC** については、適用除外地域規定の簡便法として、適用除外国基準が設けられている。この簡便法は、企業グループがこれらの国々における **CFC** に対して迅速に対応できるように意図されている。この簡便法は、通常の適用除外地域規定の下で得られる権利を損なうものではなく、**CFC** 税制の適用除外措置に追加的な選択の余地を与えるものである。

簡便法の下では、**CFC** が居住国外にある恒久的施設を通じて事業を行っていないのであれば、通常の適用除外地域規定の下での所得条件及び **IP** 条件を満たす必要はない。

(3) 少額利益免除 (The low profits exemption) (第 12 章)

少額利益免除の規定は、会計期間における **CFC** の会計上の利益又はみなし課税利益が、以下を下回る場合に適用される。

- **5** 万ポンド、又は
- **50** 万ポンド (うち、非事業所得が **5** 万ポンド以下)

⁵⁵ The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012, 3024/2012

会計上の利益を使用する場合には、英国上の税金計算をする必要はないが、配当及びキャピタルゲイン・ロス等いくつかの調整を行う必要がある。

(4) 低利益率免除(The low profit margin exemption) (第 13 章)

この適用除外規定は、会計上の利益率がコストベースに比べて低い CFC に対して、CFC 課税を免除することを意図したものである。この適用除外規定は、当該会計期間の CFC の会計上の利益(利息控除前)が、営業費用(一定の調整を加えた額)の 10%以下である場合に適用される。

(5) 税率による免除(The tax exemption) (第 14 章)

この適用除外規定は、CFC がその居住地で支払う税額(Local tax)が、それに対応する英国法人税の少なくとも 75%に相当する場合に適用される。

現地税金(Local tax)とは、CFC の居住地において、CFC がその譲渡益(キャピタルゲイン)を除く利益に対して支払われる税金である。現地税金には、CFC 自身が支払っていなかったとしても、CFC の利益に対して支払われる税金が含まれる。例えば連結納税のメンバー法人の A 社が 100 の事業利益を計上し、B 社が 200 の事業損失を計上し、C 社が 400 の事業利益を計上した場合、連結納税上の利益は 300 となり、居住地の税率が 25%の場合、居住地で支払う税額は 75 となる。当該除外規定上、税額の 75 は合理的に3社に配賦されることになり、一般的には税額をプロラタベースで利益を計上している海外法人に配賦することになる。この場合、A 社の現地税額は 15 (B 社の損金が相殺される前の 3 社の総利益に対しての税額の 5 分の 1)、B 社の現地税額はゼロ、C 社の現地税額は 60 (B 社の損金が相殺される前の3社の総利益に対しての税額の 5 分の 4)となる。

対応する英国法人税とは、CFC が英国法人であったと仮定した場合に支払われるであろう英国法人税(UK corporation tax)である。当該金額は、現地税金の外国税額控除(Double tax relief)の適用前、源泉所得税控除後の金額であり、CFC のみなし課税利益に対する英国法人税となる。

K 自己査定義務

納税者は、自己査定義務に基づいて CFC 税制の証明の負担を負う。

英国法人が法人税申告書を提出する場合には、その事業年度のある時点において、25%以上の関連した権利を有する CFC でその英国法人の事業年度中またはその事業年度終了と同時にその事業年度が終了するものについて、CFC についての補助別表(CT600B)を記入しなければならない。

さらに、英国法人が事業年度について法人税申告書を提出する場合には、その申告書中の情報がその宣言者の最高の知識と知見に照らして正確であり完全であることを宣言しなければならない。

英国歳入関税庁(HMRC)は申告書に関して照会事項がある場合には、法人に対して、法人税のポジションを確認するために必要な情報または文書を依頼することができる(法人が情報を提供しないときは、英国歳入関税庁公式な法的通知を発行し、法人にその提供を要求する。なお情報が提供されないときは、情報の提供までの間に英国歳入関税庁からのペナルティが課される可能性がある)。

なお、法令上の作成義務はないものの、実務上は、一般的には文書化も要求されているものと考えられている。以下、現地ヒアリングで聞かれた見解を一部引用する。

“一般的に証明責任は実質的に納税者側にある。その理由は、英国では法人が申告書を提出する方法は自己査定 (**Self assessment**) であり、これは **CFC** 税制が適用されるかどうかに関して自己の判断をしなければならないことを意味している。つまり、**CFC** の論点と税額があるかどうかの計算は納税者の責任となるからである。

これらがある場合には、税金を納付するとともに申告書を提出しなければならない—つまり、第一の責任は納税者側にあり、通常は文書化も要求されている。なぜなら文書なしにこれらを証明することは非常に困難なためである。

とはいえ、“ポジションを証する文書を保存しなければならない”との法律上の文言は存在しない。しかしながら、申告書を提出し、**CFC** 税制上問題ないことを言明した場合に、その **3** 年後、**HMRC** から照会を受けた際に、なぜ問題ないと判断したのかを説明できないならば、おそらくペナルティを受けることになるだろう。”

ゲートウェイ第 **3** 章のガイダンス草案では、移転価格ルールが適切に適用されたことを証明するために事業者が英国歳入関税庁に対して入手可能とすべき記録文書の内容と形式に関する原則と同様の原則が、**CFC** の利益が **CFC** の課税ゲートウェイを通過するかどうかおよびその利益の量の検討についても適用されるべきとされている。ただし、英国歳入関税庁は、事業者が不釣り合いなコンプライアンスコストに苦しむことを期待しておらず、また、**CFC** の事業やこれに関連する資産/リスクならびに取決めなどの性質・規模・複雑さ(もしくはその他)に照らして妥当な文書を作成し保存すべきであるとも付記している。

ガイダンス草案はさらに、移転価格税制について **arm's length** な結果を証明するための証拠と同様に、税務申告書に関する適法で妥当な要請に対する回答の際にも、このような書類を英国歳入関税庁から入手可能とすることが求められることがあるとしている。

また、大企業では、文書化も含め、英国歳入関税庁の **CRM (Customer Relationship Manager)** との定期的なミーティングにより実務的な適用関係を合意していく例もある。

“文書化については、特に定められたものはない。納税者から説明できるように **Board Meeting** の資料等の状況証拠をそろえておく必要があるものと考えている。

実質的な判断が多い新制度において、どのように実務的な適用を行うのかについて、月に一回程度 **HMRC** の **CRM (Customer Relationship Manager)** とミーティングを実施しており、その中で適用の方向性について合意形成を行う。

具体的には、新制度では適正水準を超える資本に係る利益(例えば余剰資金の利息など)は、課税対象となる可能性があるか、適性水準とはどのような考え方をするかなど **HMRC** と申告書提出前に事前ディスカッションを行っている。”

“英国の制度では **Real time communication** が採用されており、**CRM** と頻繁にコミュニケーション(月に1回程度)、中にはビジネス上の理由により開示できない情報はあるが、原則的には **HMRC** とコミュニケーションをとりながら、事前に内容を詰めている。このことにより、税務ポジションを確定することができ効率的に業務を進められるものと考えている。

CRM は **5** 年程度のサイクルで交代するが、過去の情報は後任者に引き継がれている。”

L 資本参加免税との関係

配当免除制度は、2009年財政法の成立と共に導入された。これに先立つ2007年の審議文書「企業の国外利益の課税：審議文書」(“Taxation of companies foreign profits: a discussion document”)の中で、「配当免税制度への移行によって、利益移転に関する新たなリスクが生じることが明らかである。つまり、英国が配当免税制度を採用すれば、英国の課税ベース確保のため、CFC税制の重要性は必然的に高まる。…従って配当免税制度は、新たな形態の制度の必要性を指摘している。それは、より標的を絞ったものである一方、より頑強なものでもなければならない。」と述べられている。

しかし、その後の英国政府からの諮問文書では、一貫して、英国政府はCFC税制のいかなる改正もその適用範囲の拡大を意図するものではない、と述べられている。

M 移転価格税制およびPE課税との適用関係

英国のPE税制および移転価格税制は、CFCルールに優先して適用される。

CFC税制改正に関する審議過程を通じて、英国からの人為的な利益移転の場合、まず移転価額税制が最初の防衛策とされるべきとのコメントが示されている。また、政府は税制の重複がありうることを認めているものの、同一の利益についての二重課税を意図しないと述べている。⁵⁶

実務上は、PE税制、移転価格税制の順で検討され、一般的には、これらの適用がない場合にのみCFC課税の適用がある⁵⁷。

ゲートウェイテスト第3章のガイダンス草案においても、同様の文脈により、第4章の規定は移転価格税制が適当でない場合にのみ機能するものであるとされていた。⁵⁸ また、ゲートウェイテスト第4章の規定はPE税制と同様のコンセプトであるため、CFC税制の適用を検討する前に、その親会社が外国子会社の従属代理人かどうかを検討し、PE課税がなされるかどうか確認する必要がある。なお、英国歳入関税庁は親会社が外国子会社の従属代理人となりうるかについての明確なコメントは示していない。

N 個人への適用

CFC課税は、CFC税制のもとCFCに関連する権利を有する英国居住者である法人を課税するものであることから、個人は対象とならない。しかしながら、非居住者である法人の株式を保有する一定の個人に関して、課税当局が別の方法によって資産の隠匿や一定のケースにおけるゲインの分配についてチャレンジする可能性は残る。

なお、個人については、より広範な租税回避防止条項であるITA2007第720節(旧ICTA1988第739節)の規定が適用される。

⁵⁶https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/81286/corporate_tax_reform_part_2a_cfc_reform.pdf - page 34.

⁵⁷ この点の実務について、現地ヒアリングでは“最初の検討事項は英国PEがあるかどうかであり、次に移転価格税制が適用されるかどうかをチェックする。英国CFC税制は一般的に他の適用がない場合にのみ適用される。英国CFC税制が適用される場合には、通常、CFCの支払った税額をCFC課税から控除することが可能であり、二重課税は生じないと思われる。しかしながら、CFC税制と移転価格税制の関係は非常に複雑である。少なくとも理論上では、同一の所得アイテムがCFC税制と移転価格税制の両方で課税されることはありうる。しかしこれはほぼ現実的な争点とはならない。”とのコメントが聞かれた。

⁵⁸ <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140206234007/http://www.hmrc.gov.uk/drafts/chapter-3-update.pdf>

2 近年の制度整備の状況と議論の詳細

A 改正の背景及び議論

現行の CFC 税制への改正の背景としては、EU 法との整合、実業界からの要請、政府高官によるイニシアチブなどがあったものと理解されている。

第一には EU 課税の問題であり、キャドバリーシュウェップス判決(ドイツ P17 参照)は、英国 CFC 税制の範囲を潜在的に制限するものであり、英国税務当局が CFC 税制へのアプローチを再考する契機となった。また第二には、2000 年代初頭のハーネットレビューとよばれた後に HMRC の高官となり税制改正を主導した人物による英国の事業立地としての競争力強化に着目したイニシアチブが、英国税制についての議論の端緒となった。

そもそも、英国の CFC 税制は 1984 年に導入され、貿易統制の廃止に伴う資本流出を防止することを企図したものであった。

1990 年代中盤、主要な公益企業が民営化し、これらの多くはアグレッシブな自家保険目的の国外エンティティを設立した(これらはトレーディング法人として設立された。英国への利益の配当は限定的であり、必然的にマネーボックスを少し超える程度であった)。

このアグレッシブなストラクチャーへの対策として、CFC 税制の“許容可能な配当方針”テスト(これは、潜在的な CFC が CFC 課税の適用を受けないための要件として、配当方針に言及していた)が、トレーディング法人につき 50%から 90%に引き上げられた。それまで大半の法人グループが英国 CFC 税制に服していたものの、この急激な規制強化により、配当テストによる新たな課税を回避することを目的としたよりアグレッシブなスキームへのシフトが見られた。

1990 年代に CFC のアグレッシブな取扱いが進展したことについては別の要素も考える。すなわち、Advance Corporation Tax (ACT) の廃止により、CFC プランニングの主要な制約が失われたことである。ACT は、英国の親会社から株主に支払われる全ての配当につき 25%の税率で適用されており、国外に蓄積された利益が英国法人を通じて株主へ分配された場合には ACT 課税がなされることを意味するとともに、国外で利益を蓄積することにより英国法人が得る利益の程度を制限していた。ACT 制度が軟化され、その後 1999 年に廃止されると、納税者による CFC のアグレッシブな利用は過熱を見せた。

2000 年の財政法では、このようなアグレッシブなタックスプランニングを防止するために CFC 税制の大幅強化による手当がなされた。さらに、英国の自己査定制度も CFC に対する大きな圧力となった。2000 年代初頭の Hartnett review およびキャドバリーシュウェップス判決はこのような文脈の中でなされたものであり、2004 年の後半には、政府によって CFC 税制改正に関する論点の網羅的な検討がなされた。

2000 年代中盤の国外利益に関する英国税制の改正(たとえば、英国へ還流する国外配当につき英国租税を免除することなど)の大半は、国外利益が英国に送金された場合には外国税が英国で外税控除(Foreign tax relief)の対象とされることの結果として、英国租税の支払が比較的少額にとどまるとの事実が動機となっている。英国の法人グループの国外滞留所得を防止することももう一つの目的とされており、これは英国還流配当の免税により達成された。その一方で、政府は別の方法で利益が英国から移転し、免税の形式で英国に還流することを危惧していたため、当然の帰結として、CFC 税制には潜在的に厳しい基準が求められた。2008 年の CFC 税制の改正が厳しいものであったことは、同時に導入された外国配当免税制度を保護するものであったと理解されている。

この頃、政府は CFC 税制を税制上中立的なものとしないと判断を下した。従来の政策とは対照的な緩和策は 2008 年から 2010 年にかけて増加した英国法人のインバージョンへの対応として導入された

ものと理解されている。すなわち、インバージョンの増加は、2008年の税制改正が厳しすぎるものであったことの実業界からのサインと受け止められたのである。

また、“Open for Business”へのシフトがなされ、このことが究極的には簡潔なテリトリーベースによる新課税方式による新 CFC 税制へのシフトを先導した。新税制は、伝統的に適用されてきたタイプの CFC 税制と比べてよりテリトリアルな CFC 税制であり、利益移転税のように運用されている。

なお、2012年に導入された新 CFC 税制についてもインバージョンの動機となるとの懸念はあるものの、インバージョンの増加に関する証拠は存在していないとされている⁵⁹。

B 欧州司法裁判所の判決の影響および今後の改正予定

キャドバリーシュウェップス判決 (Case C-196/04) では、ダブリンの国際金融センター (IFSC) に設立されたキャドバリーシュウェップス社 (Cadbury Schweppes Plc) の子会社 2 社に対する旧英国 CFC 税制の適用が争点に含まれていた。IFSC で設立された当該子会社 2 社は、関連会社にファイナンスを提供することにより生ずる所得につき 10% の課税を受けていた。欧州司法裁判所の見解は以下のものであった。

- CFC 税制のもとで異なる取扱いがあることおよび別のメンバーステートにおいてより低率の課税を受ける子会社を有する居住者である法人に不利な結果となることは、設立の自由についての制限を構成する。(Para46)
- このような制限は公共の利益についての決定的に重要な理由により正当化される場合にのみ許容される。このようなケースではさらに、その適用が追求される目的の達成を保証することについて適当であり、かつ、その達成に必要な程度を超えないことが求められる。
- 租税収入の減少を防止するとの要求は・・・、条約の提供する自由に対する制限を(正当化しない)。
- CFC 税制は、それが“完全に人為的な取り決めの創出 (creation of wholly artificial arrangements)” (Para55) を防止することを根拠に設立の自由に対する正当化された制限となる。しかし、この法制が追及される目的の達成を保証することについて適切であり、かつ、その達成に必要な程度を超えない、すなわち、それが完全に人為的な取り決めのみに関連している場合においてのみである。
- その取りきめが完全に人為的であるかどうかを決定するためには、“客観的な要素に基づく必要がある・・・特に、CFC が建物・人員・設備に関して、現実に存在しているという点で (Para67)、・・・ホスト国であるメンバーステートの領域で真正たる経済活動を行わない架空の存在であるかどうか” (Para68)

キャドバリーシュウェップス判決に続き、旧英国 CFC 税制について解釈上の問題として追加の除外規定を導入すべきこと(このことにより旧税制は EU 条約と両立しうるものとして解釈されうると理解されていた)が提起された Vodafone2 事件 (2009) の控訴審でも同様の判断が示されている。

新 CFC 税制が EU 法に適合しているかどうかについて、英国財務省および英国歳入関税庁の審議過程では、EU 法との調和を主題として、“提案中の CFC 税制は EU 法との整合を意図したものであり・・・とその関係が述べられている。⁶⁰

⁵⁹ ヒアリングでは“近年の CFC 税制改正に関する議論の終結において、英国の制度と英国のシステムの競争力は大きな争点となった。新 CFC 税制は、主に英国源泉所得でありながら英国外のエンティティに移転されていた利益を標的とすることにより、英国の課税システムにおける最悪の種類の濫用を防止することを意図していたものである。CFC 税制へのアプローチの中で一定のインセンティブがあるものの、知る限りでは租税回避が起こっているとの証拠はない。これは、人的機能の”粘着性”と、多くのケースでわれわれが目撃するような、英国から人的機能を移転することの難しさと関連しているかもしれない。”との意見も聞かれた。

⁶⁰ Annex I: Interaction with EU Law; paragraph 1.18, page 99

C DPT の導入 (2015 年 4 月)

英国財務大臣ジョージ・オズボーンは、2015 年 5 月の総選挙に先立ち、3 月 17 日付で最終予算案を通達し、25%の罰税として新たな所得移転税(Diverted Profit Tax: DPT)を 2015 年 4 月 1 日から施行することを正式に発表した。DPT は 2015 年 4 月 1 日以降に発生する所得移転に適用される。ただし、4 月 1 日をまたぐ事業年度については按分ルールが設けられている。なお、DPT は、政策的な色彩の濃い税であると理解されている。

DPT の標準税率は移転所得の 25%と True-up Interest の合計額とされている。ただし、石油業の特定所得(Ring fence profit)については移転所得の 55%と True-up interest の合計額で課税される。True-up interest は事業年度の末日から 6 月後から課税通知の発行日までの期間に対応する利息相当部分であり、DPT の一部を構成する。

適用範囲は予想されていたよりも広くなる見込みであり、DPT の主な対象は次のとおりと考えられている。

- PE を構成しない英国での活動がある場合において英国への販売を行うグループ
- 知的財産(IP)などの使用について軽課税国への支払を行うグループ(特に IP 等が従前英国で保有されていた場合)

英国歳入関税庁のガイダンス⁶¹によれば、DPT は、大規模グループによる次のような英国からの所得移転に対抗することを意図したものとされており、中小企業(SMEs)に対するものを含むいくつかの免除規定が設けられている。

- 英国 PE の構成を回避しようとする事
- (税務上の効果がないとしたならば、その支出が行われぬか、または、その所得が英国法人税の課税に服すると考えることが妥当な場合において)経済的実態のないアレンジメントまたはエンティティを利用し、グループ間費用の創出またはグループ間の所得移転を通じて、税制のミスマッチを不当に利用すること

3 CFC 税制の執行状況および経済界(特に金融機関)の評価

A 新税制の適用状況

新税制の適用状況に関する正確な情報・統計は公表されていない。

また、英国の新 CFC 税制が英国からの機能流出を促しているとの証拠はない⁶²。

B 新税制の(特に金融機関への)影響

新 CFC 税制の適用が予想される事業、産業、取引としては、IP、非事業金融利益、事業金融利益、および保険の利益が想定されている。ただし、金融機関の場合、多くの CFC が Chapter 11 による適用除外が想定され、Gateway テストを行う CFC は比較的少ないものと考えられている⁶³。

⁶¹ Diverted Profit Tax: Interim Guidance

⁶² 一方で、英国への事業活動の流入を示す証拠があるとされる。

⁶³ 現地ヒアリングでは“グループ全体で 600 ほどの CFC のうち、400 程度は Excluded Territory Exemption の適用が受けられる。この規定は、旧制度からのコンセプトであり、適用対象となる会社の判断は困難ではない。残り 200 のうち、そのほとんどが別

C 新税制に対する経済界の評価

制度の複雑性への不満もあるものの、新税制に対する経済界(特に金融機関)の評価はおおむね好評価であると理解されている。

“実業界の一般的な見解としては、「現行 CFC 税制は政策の見地から適切にフォーカスされており、かつ、納税者による制度遵守のための妥当なアプローチを可能としている」とされているものと理解している。”

“旧 CFC 税制では動機テストが設けられており、かなり主観的なものであったものの、旧 CFC 税制が不公平な結果をもたらすと思われるときには、HMRC が時折これを用いて、一定の会社を適用除外としていた。CFC 税制は大変細かい法制であり、予想外の現実の状況に直面すると困難が生ずることから、一定の裁量を税務当局に与えることは助けとなりうる。”

“実業界の一部はこの新税制を好んでいるが、一部はそうではない。一般的な不満としては、立法者が税制を簡潔化すると期待されていたにもかかわらず、より複雑なものとなったこと、動機テストにおける HMRC の裁量権が撤廃されたことによる不都合などがある。しかしながら、この制度は、保険グループ、リース会社、そして一般的にはグループ金融会社にとっては、明らかにベターなものである。”

“旧 CFC 税制の結果として多くがインバージョンしたという理由などから、新 CFC 税制では再保険に対して手厚く、他のセクターと比較して多くの優遇的措置が与えられている。⁶⁴”

“旧制度と比べ、新制度は経済界からの評価は、良好といえる。新 CFC は、軽課税国子会社があり、かつ、英国サイドでリスクテイクをしているケースをターゲットにしており、旧制度よりも課税範囲が限定されていると好意的に理解している。ただ、モーリシャス、シンガポール、香港等の低税率国でのオペレーションは、これらの子会社が CFC 課税の適用を受けないことを検討するの

の Entity Level Exemption を適用できると考えており、Gateway テストを行う必要がある会社はかなり少ないと見込まれる。“との実例が聞かれた。

⁶⁴旧 CFC 税制では、適用除外規定として、ホワイトリスト、少額免除テスト(50,000 英鎊)、軽課税テスト、ADP(許容される分配方針)テスト(2009 年 7 月開始事業年度以降廃止)、適用除外事業(Exempt activity)テストなどが設けられており、これらの適用がない場合にも、動機テストによる適用除外が認められていた。軽課税国に設立された自家保険会社については、動機テスト以外の適用除外規定の適用が想定されないため、動機テストによる適用除外が検討されていた。

旧 CFC 税制下の動機テストでは、(1)その事業年度における取引による英国租税の減額がわずかであるか、(2)租税の減少が当該取引の主たる目的でなく、かつ、英国からの所得移転による英国租税の減額がその事業年度におけるその CFC の主たる存在理由でない場合には、CFC 課税の適用除外が認められていた。すなわち、動機テストを満たすためには、租税の減額と所得の移転の二点について、HMRC を納得させることが求められていた。

特に、自家保険についての動機テストの適用に関する事例として、ガーンジー諸島に自家保険会社を設立していた ABTA (Association of British Travel Agents Limited / 英国旅行代理店協会)のケース(Special commissioners decision 359, 2002)では、所得移転に関する要件の充足が困難なことが判示されていた。このケースでは、内部ファンドを運営する場合と比較して自家保険会社を利用することの利点については証明がされたものの、取引が租税回避を動機としていない場合であっても英国内に法人を設立することで同様の結果を得られるのであれば利益移転に関するテストは満足されないとの解釈が示されており、自家保険については CFC 課税を免れることはほぼ不可能とされていた。

一方で、新 CFC 税制では、Chapter7 により課税ゲートウェイを通過する所得は、英国における税務以外の理由(UK non-tax reason)がない保険契約から生ずるものに限定されており、また、実務上、英国リスクが付保されていない場合には、CFC 税制により課税されることが少ないとされている。これらのことから、新 CFC 税制における自家保険の取扱いはい、旧 CFC 税制と比較して、緩和されたものと理解されている。

は(適用除外国にはリストされていないので)依然として実務的に難しい。”

“(新 CFC 税制は)一方で **TimeConsuming** な側面がある。2013 年度の CFC 申告書(2014 年 12 月申告期限)は適用初年度ということもあるが、非常に時間を要した。”

また、新制度の実務上の問題点としては、海外子会社へ注入した資本により別の海外子会社株式を取得することが認められないことなどが認識されている。資本を一旦英国親法人へ引き上げた上で再度別の海外子会社株式へ資本注入する場合には当該海外子会社から英国親法人の配当が免税となることから、この点について改正を望む声もある。

D 制度改正予定

前述のとおり、BEPS プロジェクトの議論の影響による CFC 税制の改正はアナウンスされていない。

03 OECD BEPS プロジェクト行動計画 2 および行動計画 4 への対応

OECD BEPS プロジェクト行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認)に関しては、採用すべきアプローチについての諮問文書⁶⁵が 2014 年 12 月に公表された。一方で、行動計画 4(利子損金算入や他の金融取引の支払を通じた税源侵食の制限)へのアプローチに関する文書は存在しない。

利子課税に関しては、近年大幅な改正がなされており、政府は更なる改正を望んでいない。政府の主要な関心事は、一定の支払利子を除外し特定の免除条項を創設する必要性など、改正のもたらす膨大な複雑さであり、他国がアクションを起こさない限り、利子課税制度を変革することに対して、政府は非常に慎重であると考えられている。

なお、ハイブリッド・ミスマッチに関する改正が実行された場合、直ちに影響する分野は、クロスボーダーの株式レンディング取引とハイブリッドキャピタルとされており、後者は HMRC が直近の 2-3 年間にわたり、この数か月で創設されたいくつかの税制よりも優先的に検討してきた事項である。

⁶⁵ “Tackling aggressive tax planning: implementing the agreed G20-OECD approach for addressing hybrid mismatch arrangements“

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2015 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。